

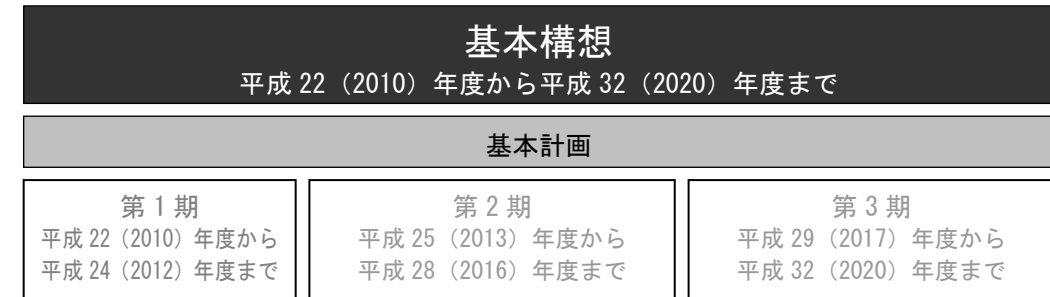
第5次草津市総合計画 第1期基本計画

この計画について	1
<small>シビック・プライド</small> ふるさと草津の心をつくる3つのリーディング・プロジェクト	2
地域経営の方針	6
分野別の施策	10
	<ul style="list-style-type: none"> 人権 11 男女共同参画 13 教育・青少年 15 生涯学習・スポーツ 17 市民文化 21 子ども・子育て 23 長寿・生きがい 27 障害福祉 29 地域福祉 31 健康・保険 33 生活安心 35 防犯・防災 37 うるおい・景観 39 環境 41 住宅・住生活 45 上下水道 47 道路・交通 49 農林水産 51 商工観光 53 コミュニティ・市民自治 57 情報・交流 59
行財政マネジメント	61
	<ul style="list-style-type: none"> 行財政マネジメントの施策 62

総合計画について

この計画は、草津市のまちづくりの基本となる計画です。

この計画について



【総合計画の構成と内容】

総合計画は、「草津市の現状と課題」「基本構想」「基本計画」で構成し、以下の内容とします。

構 成	内 容
草津市の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置と地勢 ・ 地域の特性 ・ 人口の見通し ・ 時代の潮流 ・ 国・県の動向 ・ 主要な課題 	<ul style="list-style-type: none"> ● 草津市が置かれている現状を整理しています。 ● 現状や時代の潮流などを踏まえて、草津市のまちづくりの主要な課題を示しています。
基本構想 <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来ビジョン ・ まちづくりの基本方向 ・ 行政の姿勢と役割 <p>■ 構想期間： 平成 22 (2010) 年度から 平成 32 (2020) 年度まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民と行政がともに将来に描いて共有する、これからの草津市のまちづくりの構想（ランドデザイン）です。 ● ここには「将来ビジョン」と「まちづくりの基本方向」「行政の姿勢と役割」を掲げています。 ● 草津市議会における議決（平成 21 年（2009）年 12 日 22 日）を受けて策定しています。
基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ リーディング・プロジェクト ・ 地域経営の方針 ・ 分野別の施策 ・ 行財政マネジメント <p>■ 計画期間： 平成 22 (2010) 年度から 平成 24 (2012) 年度まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画期間における本市まちづくりの指針となる計画です。 ● 「リーディング・プロジェクト」として、本市まちづくりをけん引する施策の展開イメージを示しています。 ● 「まちづくりの基本方向」を踏まえた体系的な「施策」を示しています。 ● 市民とともに設定した「達成目標」と「達成指標」を示しており、達成評価を可能としています。これにより、適切な進捗管理を行います。 ● 基本構想に示す「行政の姿勢と役割」を受け、行財政マネジメント力の向上と市民自治基盤の強化に向けて取り組む内容を「地域経営の方針」「行財政マネジメント」として示しています。

シビック・プライド
ふるさと草津の心をつくる
3つのリーディング・プロジェクト

市民の“高いところざし”のもと、
「元気」と「うるおい」をキーワード
とする3つのリーディング・プロジェ
クトによって本市の協働のまちづく
り・地域経営を醸成し、滋賀県を先導
する自負と責任を持ちながら、市民の
間に「ふるさと草津の心※」が生み出
されていきます。

3つのリーディング・プロジェクト

■水と緑と文化に満ちた暮らしプロジェクト

■はつらつ草津の未来プロジェクト

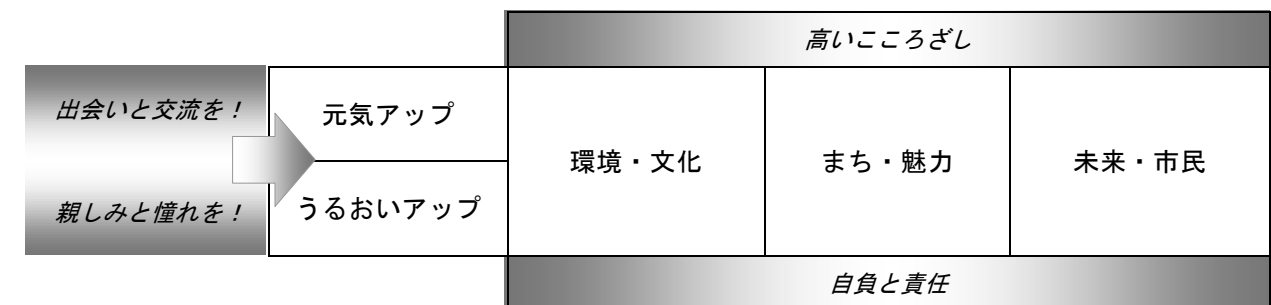
■市民が学んで築く地域プロジェクト

1. プロジェクトの位置づけ

ここに掲げるプロジェクトは、私たち市民の間に「ふるさと草津の心」が^{シビック・プライド}おのずから生み出されるよう、重点的・分野横断的な視点から設定するものです。すべて、基本構想期間を通じて草津市のまちづくりを先導・けん引するものであり、同時に「協働のまちづくり」の気運をさらに高めるために重要な市民共通のテーマです。

各プロジェクトには、第1期基本計画期間において成果が強く望まれる施策・事業で、その波及効果が期待できる内容を含めています。各施策・事業を強力に推進するに止まらず、施策・事業間の相乗効果を最大限に高める工夫を図っていきます。

(参考：プロジェクトの対象と横断的視点の関係)



※ シビック・プライド：市民が、まちづくりの主体者としての自負と責任を持って行動していることで、自らがそのまちの市民であること自体に感じる、誇りや愛着。

2. プロジェクトの内容

各プロジェクトには、基本構想期間を踏まえた中長期の方針と達成目標を掲げ、本市の「元気」と「うるおい」を高めていく視点から、それぞれ5つの施策により構成します。各基本計画期末に、これら施策の達成度を総合的に評価することで、プロジェクトの進捗評価を行い、確実な推進を図ります。

また、各プロジェクトを構成する施策には、第1期基本計画期間に実施を想定する具体的な事業を設定しています。これら事業は「リーディング対象事業」として、「分野別の施策」に示す「主要事業」に含めます。

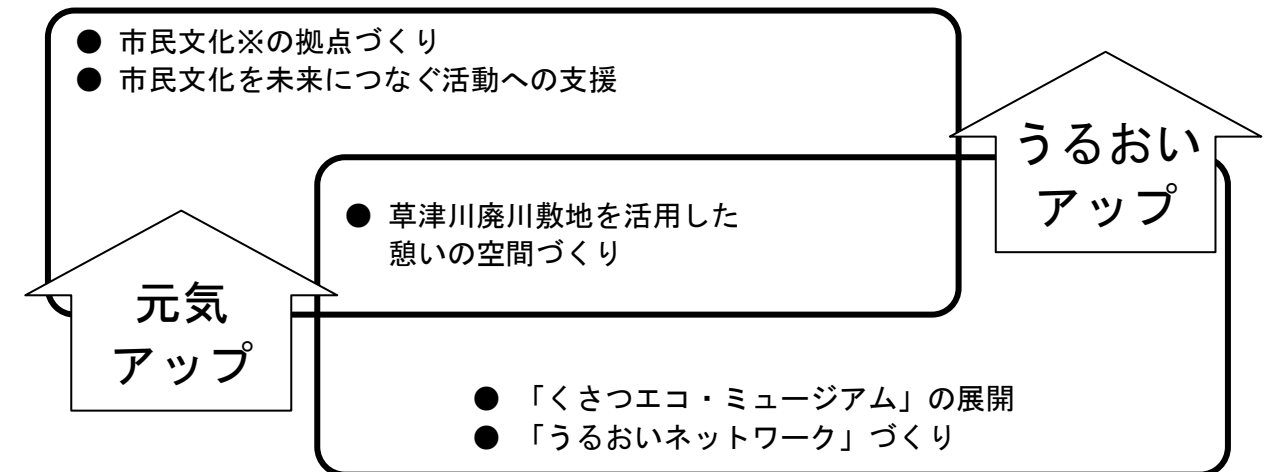
※ 市民文化：「市民が主体的に取り組む文化活動」として、芸術文化、歴史・伝統文化はもとより、生活文化をも含めた大きな広がりを持つものとして位置づけ、
シビック・プライド
“ふるさと草津の心”の根幹を成すものと捉えます。

※ ポータルサイト：「入口」「玄関口」となるサイトの意。インターネット（WWW）を利用する際に、利用者が必要とする情報へのアクセスを集約したウェブサイトのことをいいます。

- 各施策の指標は、各施策の達成を端的に把握するためのものです。
- 施策の成果に対する市民意識や、施策を構成する事業に係る行動指標の代表値等を採用し、設定しています。
- 平成21年度値は、すべて平成22年1月現在調べの値としています。既往統計がないこと等によって概数としている場合、また、進行管理において21年度実績の確定値に置き換える場合があります。

水と緑と文化に満ちた暮らしプロジェクト

中長期の方針	プロジェクトの達成目標
水と緑を生かして地球環境と調和した暮らしが営まれ、様々な文化活動が旺盛に展開されるまちをつくっていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に関心を持って行動し、暮らす人々が増える ・ 水と緑を生かした環境整備が進む ・ 市民文化活動に携わる人々が増える



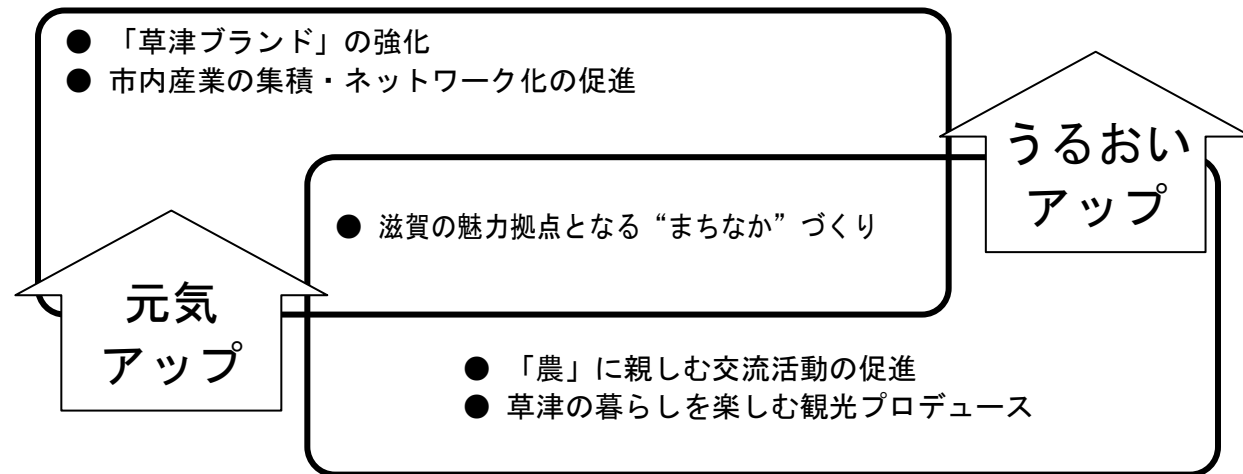
プロジェクトを構成する施策	概要	指標設定担当課	達成目標			
			指標（単位）			
			H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
市民文化の拠点づくり	→ 今ある文化施設や店舗などのいっそうの活用と、新たな拠点施設の整備・活用により、草津の文化の底力を高めていきます。	生涯学習スポーツ課	市民文化活動が活発になる！ 文化フォーラムへ協力する施設や店舗・サークル等の補助団体数（団体）			
			0	5	10	15
市民文化を未来につなぐ活動への支援	→ 文化の薫るまちづくりを総合的にプロモートし、草津のまちと文化を発信するために、専門的な人材の確保・養成やポータルサイト※の整備等を進めていきます。	生涯学習スポーツ課	専門的な人材を確保する！ 「ゆうゆうびとバンク※」への登録者数（人）			
			397	410	420	430
草津川廃川敷地を活用した憩いの空間づくり	→ 中心市街地活性化の取り組みと連携して、草津川廃川敷地において水と緑に憩い、安らげる空間づくりなどを促進します。	企画調整課	草津川廃川敷地の利用が始まる！ 跡地利用計画に基づく事業の着手率（%）			
			0	30	60	100
「くさつエコ・ミュージアム※」の展開	→ 環境学習の資源に恵まれた本市の特性を最大に生かした各種の取り組みを展開し、“湖のある暮らし”を発信していきます。	環境課	「くさつエコ・ミュージアム」の認知が広まり活用される！ 環境学習ができる場所数（か所）			
			6	7	8	9
「うるおいネットワーク」づくり	→ 琵琶湖や河川等を生かした親水空間整備や「緑を増やす市民運動」の展開、在来生態系の回復、歴史資源を踏まえた修景など「うるおいネットワーク」をつくる多様な活動を、市民とともに楽しみ、進めていきます。	企画調整課	「うるおいネットワーク」を楽しむ市民が増える！ まちに「うるおい」があると思う市民の割合（%）			
			25.9	26.0	28.0	30.0

※ ゆうゆうびとバンク：知識や経験・技術など、市民の多彩な生涯学習の成果を地域や学校などで活かしてもらうために、市が生涯学習ボランティア事業として実施している人材バンク制度です。

※ エコ・ミュージアム：湖岸道路沿道における琵琶湖を始めとする自然環境や環境関連施設の資源を活用し、自然と触れ合い、研究・学習できる場とするものです。

はつらつ草津の未来プロジェクト

中長期の方針	プロジェクトの達成目標
様々な産業活動の集積・連携・発展を導きながら、草津の“まちなか”を、滋賀の元気を象徴する、人々の活動と交流の舞台としていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 産業の集積・ネットワーク化と農商工連携が進む 滋賀の拠点として草津の“まちなか”が発展する 草津の暮らしを楽しむ市民が増え、草津を訪れる人と市民との交流が進む

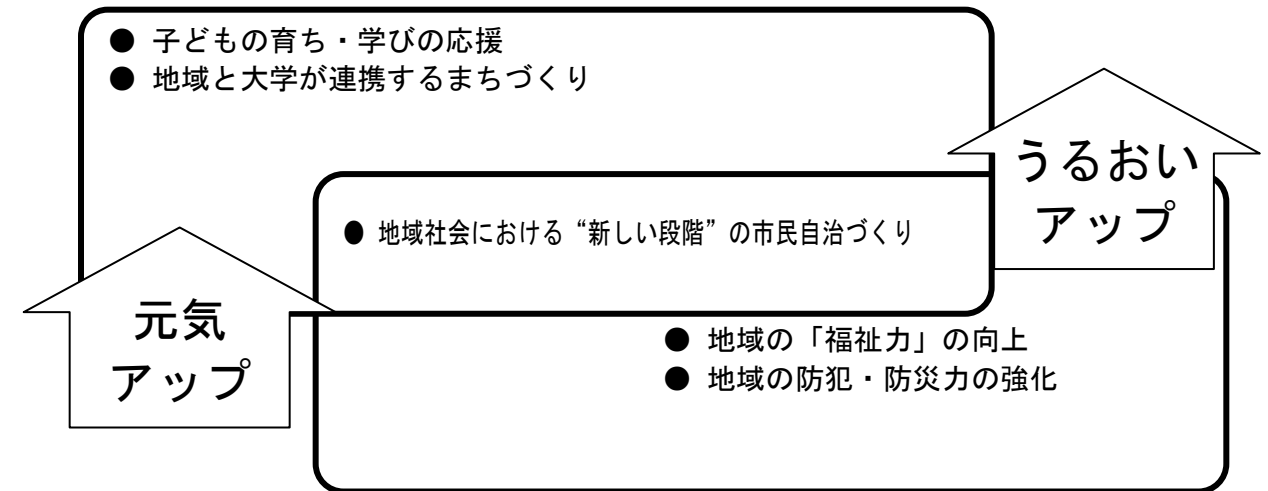


プロジェクトを構成する施策	概要	指標設定担当課	達成目標				
			指標 (単位)				
			H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	
「草津ブランド」の強化	→ 農・工・商・観の分野融合のもとで多様な地域資源すべてを生かした草津ブランドを強化し、シティ・インフォメーション※の充実を積極的に推進します。	商業観光課	「草津ブランド」の認知が高まる！ 草津に誇れるもの（ブランド）があると思う市民の割合 (%)	15.8	19.0	22.0	25.0
市内産業の集積・ネットワーク化の促進	→ 市内企業への支援と併せて、草津田上 IC を生かした市内への産業集積・ネットワーク化の誘導、新産業・第二創業の促進などを図ります。	産業労政課	新産業等が興る！ 事業連携、産学連携数 (企業 (累計))	2	4	6	8
滋賀の魅力拠点となる“まちなか”づくり	→ 市内外の人々が「他にない魅力」を感じる“まちなか”を目指し、都市基盤・交通環境等の面で県南部地域の交通結節としての潜在力をさらに引出していきます。	都市再生課	“まちなか”を楽しむ人が増える！ “まちなか”が便利で活気があると感じる市民の割合 (%)	26.3	27.0	27.0	30.0
「農」に親しむ交流活動の促進	→ 地産地消の取り組みを軸として、農業・農業者と市民のふれあい・交流活動を展開します。	農林水産課	市内農業・農業者と交流を持つ市民が増える！ 農業体験に参加した人の数 (人 [延べ])	1,264	1,300	1,350	1,400
草津の暮らしを楽しむ観光プロデュース	→ 「わがまち再発見・地域主導の地域づくり」を進めながら、地域資源を地域自らがプロデュースする着地型観光の展開を図るなど、新たな観光スタイルの定着を図ります。	商業観光課	草津市に観光で訪れる人が増える！ 観光入込客数 (千人)	1,800	1,850	1,900	1,950

※ シティ・インフォメーション：観光、各種施設、交通機関など、都市の様々な情報を提供するサービスのことをいいます。

市民が学んで築く地域プロジェクト

中長期の方針	プロジェクトの達成目標
未来を育む力を備えた地域づくり、また、学びあいと助けあいに根ざした安心の市民自治の基盤づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらゆるところでの市民参加・参画が進む ・ 子どもの学びと成長が図られる ・ 人々の助け合いが進み、安心・安全な地域になる



プロジェクトを構成する施策	概要	指標設定担当課	達成目標				
			指標 (単位)				
			H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	
子どもの育ち・学びの応援	→ 子ども自らの育ち・学びと子育てを、地域ぐるみで応援する環境を充実させていきます。	学校教育課	草津の子どもは学校が好きである！ 学校評価アンケートによる「子どもは学校が好きである」の割合 (%)	80.0	81.0	83.0	85.0
地域と大学が連携するまちづくり	→ 大学と市民等の交流拠点をつくり、集う人一人ひとりのニーズに応じた幅広い活動ができるよう図っていきます。	生涯学習スポーツ課	市民の地域活動に関わる学習・行動意欲が高まる！ 立命館びわこ講座の受講者数 (人)	209	240	270	300
地域社会における“新しい段階”の市民自治づくり	→ 地域内分権※を図りながら、地域協議会の組織化・活動促進のための条件整備や、各地域の市民センター機能、地域協働合校の充実等により、市民主役のまちづくりを促進していきます。	まちづくり協働課	市民主役のまちづくりが進んでいる！ 市民主役のまちづくりが進んでいると思う市民の割合 (%)	17.3	22.0	26.0	30.0
地域の「福祉力」の向上	→ 誰もが安心して日常生活を営むことができる、「福祉力」のある地域づくりのため、コーディネーターの設置等を図っていきます。	社会福祉課	地域の「福祉力」が強化される！ 地域福祉コーディネーターの配置数 (人)	0	0	13	13
地域の防犯・防災力の強化	→ 地域住民と行政等の協働により、地域の誰もが災害等に対して不安を感じることなく暮らせるよう、地域の防犯・防災力の向上を図ります。	危機管理課	地域の防犯・防災力が高まる！ 地域の防犯・防災力が高いと思う市民の割合 (%)	20.8	23.0	25.0	27.0

※ 地域内分権：地域のこと・身近なことは、地域で・自分達で考えて取り組むほうがよいことがあり、そのための権限と財源を地域に移譲することをいいます。

3. プロジェクトを構成する施策に設定する対象事業一覧

プロジェクトを構成する施策	想定するリーディング対象事業名	担当課	基本計画での位置づけ		
			分野	基本方針	施策
水と緑と文化に満ちた暮らしプロジェクト					
市民文化の拠点づくり	・ 文化活動拠点等整備事業	生涯学習スポーツ課	生涯学習・スポーツ	生涯学習施設の整備・充実とネットワーク化	生涯学習拠点の整備とネットワーク化
市民文化を未来につなぐ活動への支援	・ (仮称) 芸文祭「くさつ」開催事業	生涯学習スポーツ課	市民文化	市民文化の醸成	文化・芸術の振興
	・ 市民文化芸術活動支援事業	生涯学習スポーツ課	市民文化	市民文化の醸成	文化・芸術の振興
	・ 地域ポータルサイト整備事業	情報政策課	情報・交流	まちづくり情報の提供の充実	まちづくり情報基盤の整備
草津川廃川敷地を活用した憩いの空間づくり	・ 草津川跡地利用構想促進事業	企画調整課	うるおい・景観	やすらぎ・憩いの環境づくり	草津川廃川敷地の活用
「くさつエコ・ミュージアム」の展開	・ 環境学習推進事業	環境課	環境	環境学習の充実	環境学習の拠点づくり
	・ 地域環境活動支援事業	環境課	環境	環境学習の充実	環境学習の拠点づくり
	・ くさつエコ・ミュージアム活用事業	環境課	環境	環境学習の充実	環境学習の拠点づくり
「うるおいネットワーク」づくり	・ うるおいネットワーク推進事業	企画調整課	うるおい・景観	良好な景観の保全と創出	自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成
	・ 河川改修事業(親水性河川整備事業)	河川課	防犯・防災	治水対策	河川・排水路の整備
	・ 緑化を推進する市民運動展開事業	公園緑地課	うるおい・景観	やすらぎ・憩いの環境づくり	まちなみ緑化の推進
はつらつ草津の未来プロジェクト					
「草津ブランド」の強化	・ 草津ブランド力強化事業	農林水産課	農林水産	農業の振興	持続的・安定的な農業経営の確立
	・ 草津ブランド推進事業	商業観光課	商工観光	商業の振興	観光資源の開発と草津ブランドの活用促進
	・ 草津CI※推進事業	企画調整課	市民文化	市民文化の醸成	“シビック・プライド” “ふるさと草津の心”の醸成
	・ 農商工連携促進事業	農林水産課	農林水産	農業の振興	持続的・安定的な農業経営の確立
市内産業の集積・ネットワーク化の促進	・ 工業振興事業	産業労政課	商工観光	工業の振興	中小企業の技術向上と経営革新の支援
	・ 産業誘致推進事業	産業労政課	商工観光	工業の振興	研究開発を中心とした企業(機能)の誘致と集積促進
滋賀の魅力拠点となる“まちなか”づくり	・ 大江霊仙寺線整備事業	道路課	道路・交通	安全で快適な道路づくり	幹線道路の整備
	・ 中心市街地再生計画推進事業	都市再生課	住宅・住生活	“まちなか”の魅力向上	魅力的な“まちなか”づくり

※ CI：都市魅力の創出・共有・発信によってつくる、まちの個性とイメージをいいます。

プロジェクトを構成する施策	想定するリーディング対象事業名	担当課	基本計画での位置づけ		
			分野	基本方針	施策
滋賀の魅力拠点となる“まちなか”づくり(続き)	・ 中心市街地活性化推進事業	商業観光課	商工観光	商業の振興	「まちなか」商業の活性化
	・ 公共交通対策事業	交通政策課	道路・交通	公共交通体系の充実	公共交通の充実
	・ 南草津駅新快速停車促進事業	交通政策課	道路・交通	公共交通体系の充実	公共交通の充実
「農」に親しむ交流活動の促進	・ 農業体験食育推進事業	農林水産課	農林水産	農業の振興	市民ニーズに応える地産地消の推進
草津の暮らしを楽しむ観光プロデュース	・ 着地型観光推進事業	商業観光課	商工観光	観光の振興	出会いとふれあいの魅力の発信
	・ 観光宣伝事業	商業観光課	商工観光	観光の振興	出会いとふれあいの魅力の発信
市民が学んで築く地域プロジェクト					
子どもの育ち・学びの応援	・ 学力向上重点事業	学校教育課	教育・青少年	学校教育の充実	教育内容の充実
	・ 学校教育モデルプラン推進事業	学校教育課	教育・青少年	学校教育の充実	教育内容の充実
	・ 保育サービス事業	保育課	子ども・子育て	就学前教育・保育の充実	保育サービスの充実
	・ 子育て支援事業	子ども家庭課	子ども・子育て	地域ぐるみの子ども・子育て支援	子ども・子育て支援、ネットワークの充実
地域と大学が連携するまちづくり	・ 共同研究推進事業	草津未来研究所	情報・交流	大学などを生かしたまちづくりの展開	大学などとの共同研究の充実
	・ (仮) コミュニティ・カレッジ開設事業	生涯学習スポーツ課	生涯学習・スポーツ	生涯学習活動の振興	生涯学習内容の充実
	・ 子どもアスリート体験事業	生涯学習スポーツ課	生涯学習・スポーツ	市民スポーツの振興	スポーツの普及促進
地域社会における“新しい段階”の市民自治づくり	・ 地域協働合校推進事業	生涯学習スポーツ課	生涯学習・スポーツ	地域学習社会の形成	地域協働合校の展開
	・ 提案型協働のまちづくり活動事業	まちづくり協働課	コミュニティ・市民自治	市民主体のまちづくりを支援する体制の充実	パートナーシップによるまちづくりの推進
	・ 地域協議会推進事業	まちづくり協働課	コミュニティ・市民自治	市民主体のまちづくりを支援する体制の充実	パートナーシップによるまちづくりの推進
地域の「福祉力」の向上	・ 「(仮称)地域福祉コーディネーター」設置事業	社会福祉課	地域福祉	「地域力」のあるまちづくり	地域福祉を支えるネットワークづくり
	・ 地域高齢者見守り事業	長寿福祉課	地域福祉	「地域力」のあるまちづくり	地域の力を生かした福祉のまちづくり
地域の防犯・防災力の強化	・ 防災対策事業	危機管理課	防犯・防災	災害に強いまちづくり	自主防災体制の確立と市民意識の高揚

地域経営の方針

基本構想を踏まえて、これまでの協働のまちづくりの流れを引き継ぎながら、新たに（仮称）草津市自治体基本条例を制定するなど、さらに一步の前進によって市民とともに力強い「地域経営」を行っていくため、その基本となる方針を以下に示します。

1. 「公共」の領域の広がりへの対応

従来、公共公益的な活動・サービスは、多くが行政の活動と一致していました。しかし、市民が求める公共公益的な活動・サービスが多様化し、また、高度化するなかで、これらを行政が単独で担うことが困難となってきています。他方、従来からの各学（地）区での自治活動やNPO・ボランティアなど市民による諸活動が、これまで行政が対応しにくかった公共公益的な役割を担うことも多くなってきています。

今後の「地域経営」においては、こうした新たに広がる「公共」の領域を「協働」によって担うことを基軸とします。

（1）行動主体の役割分担と協働

これからの「公共」を「協働」によって担う上で、各行動主体の役割を以下の通り示し、また、地域における様々な行動主体間の「協働」を充実させながら、さらにきめ細かく市民ニーズへの対応を図っていきます。

（行政の役割）

- 新たな「公共」の広がりを「協働」によって持続的に担っていけるよう、地域資源を生かし、市民力などが十分に発揮される仕組みを充実させていきます。
- 市民や民間では対応できない公共公益的活動については、行政の責務として確実な対応を果たし、健全な行政運営に努めます。

（市民・地域の役割）

- 家族や地域のあり方の変容や日常生活圏の拡大等に伴って弱まったとされる地域の連帯を再構築し、また、テーマに対応した市民活動に積極的に参画することなどにより、これからの「公共」を担うための「地域力」「活動力」を高めていくことが期待されます。

（事業者・大学等の役割）

- それぞれの事業活動を通じるだけでなく、知恵・力などの資源をまちづくりに広く用いることで、企業市民、あるいは市民生活に身近な大学としての役割をさらに発揮することが期待されます。

→ なお、この趣旨のもと、市民と行政の協働により取りまとめた「各主体の行動」の指針を「分野別の施策」に記載しています。

(2) コミュニティの働きの重視

本市では、これまでから様々なコミュニティが活発な取り組みを行っています。これらコミュニティが「協働による地域経営」の基礎となることから、従来の取り組みをさらに一歩進めて、それぞれのコミュニティ活動がより主体的・能動的に展開されるよう、総合的に支援していきます。

2. 厳しい財政状況のもとでの行財政マネジメント

地方分権改革が進んで地方交付税等が大幅に減じる一方で、扶助費を始めとした義務的経費※等が増大し投資的経費※の縮減が迫られるなど、本市財政は硬直化が進んでいます。

地方分権が進むなかで、基礎的自治体には、地域経営資源の適切な整備が求められますが、一方で、単独の基礎的自治体が網羅的に地域経営資源を備えることは効率的ではありません。また、それぞれの自治体は、地域特性に応じた地域経営を行うものであり、その多様性を尊重するなかで、互いに有意義な連携関係を発展させていくことが求められます。

こうした状況を鑑み、次のような方針のもとで行財政マネジメントを行っていきます。

(1) 徹底した行財政改革の推進

厳しい財政状況を踏まえて、行政システム改革の着実な実行と PDCA サイクル※による確実な計画の進行管理を行うとともに、行財政の透明性・公開性をいっそう高めて、さらに徹底した行財政改革を進めていきます。

(2) 「選択」と「集中」による事業の重点化

従来以上に、市民との協働を重視した地域経営を進めていくことに伴い、行政が行う事業については、適切な「選択」と「集中」による縮小と重点化を図っていきます。

(3) 行政評価システムの刷新と公会計制度改革

従来の行政評価の仕組みを、総合計画を中心とする仕組みへと刷新するとともに、適宜、評価結果を公開し、これに基づいて各施策・事業の見直しを行います。

また、公会計制度※改革として「発生主義」「複式簿記」などの企業会計手法の導入を図り、「資産・債務管理」「経費管理」「行政評価・予算編成・決算分析との関係づけ」を行い、「財務情報」と合わせて公開していきます。

(4) 自治体運営の自律性の強化

人材の適性に応じた育成と活用、組織体制の効率化などを図って、機動力のある行財政運営を行うとともに、職員の意識改革と将来の「地方政府※」としてのマネジメント力・政策形成能力の向上、“高いところぞし”のもとでの規範づくりなどに努め、自治体運営の自律性を強化します。

※ 義務的経費：支出が法令などにより義務付けられている支出で、自治体が任意に削減することが困難な経費。主に社会保障関係経費や過去の借入金の返済金、職員人件費など。

※ 投資的経費：市の資産を新たに形成するための支出。主に公共施設などの建設事業費。

※ PDCA サイクル：計画に基づく行動の進行管理サイクルの1つで、計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (act) のプロセスを順に行うものです。

※ 公会計制度：行政改革への取り組みとして、現金主義・単式簿記による地方自治体の会計制度を、発生主義や複式簿記による企業会計の手法から見つめ直し、自治体の資産形成の状況や負債の状況を含めた総合的な財政状況の把握を行おうとする取り組み。

※ 地方政府：地域主権を基本に、地域自治は財源と意思決定の仕組み（政府機能）を自治体みずからが包括的に備える地方政府の確立へと向かっています。

(5) 公共施設の適正配置および必要経費の平準化

公共施設の維持管理・更新、新設について、統廃合も含めた施設の適正配置を図るとともに、必要な経費の年度間の平準化を踏まえた計画的な整備を行います。

(6) 近隣自治体との連携強化

市民生活に密着した基礎的自治体として、行政サービスの量と質、効率性を確保するために、近隣自治体との連携をいっそう強めて、広域行政の展開を図っていきます。

また、福祉・産業経済・都市基盤・交通・災害時対応ほか様々な分野において、都市間連携による相乗的な効果を最大限に得ながら、近隣地域の発展をリードしていきます。

(7) 財務体質の強化

遊休・低未利用等の市有財産の適正処分と有効活用、また、市税の徴収強化、各種公共料金等の徴収率・収納率の向上に努めて歳入の適正化を図るとともに、民間広告の掲載など歳入拡大を図っていきます。

自治体規模に見合った財政規模・歳出構造への転換を基本とし、包括予算制度※の導入等によって、より効率的・効果的な予算執行を図っていきます。

※ 包括予算制度：総務部などの管理部門において、予算の編成と執行の管理を総括して行う予算制度に対して、より市民に近い事業部門に予算の編成および執行の権限を可能な限り移譲して、限られた財源の中で市民満足度の最も高い予算編成を行おうとする制度。

分野別の施策

基本構想を踏まえたまちづくりを進めていくための施策・事業を分野別に体系化し、以下に示します。

なお、今後、実施するすべての事業について、原則的にいずれかの施策に位置づけていますが、本計画への掲載については、それぞれの施策展開において主要となるものに限っています。

また、計画の進行管理に適した計画のため、事業の再掲載をしていませんが、施策・事業の推進にあっては、それぞれの目的と分野横断を重視して、総合行政で取り組みます。

人権

現況と課題

- 人権尊重と世界恒久平和を願い、地域社会から人権文化の醸成を図ってきていますが、現在も依然として、人権や平和を脅かす状況があります。
- 人権の大切さと平和の尊さを踏まえた地域社会づくりに向けて、すべての市民が同和問題をはじめ、あらゆる人権問題を解決するため行動する必要があります。

- 「草津市人権擁護に関する条例」に基づき、人権擁護の視点から対策を講じていますが、同和問題をはじめとする様々な人権問題がさらに多様化・複雑化してきています。
- 同和問題の解決を図るとともに、人権問題全般の多様化・複雑化に対応し、他の相談機関との連携を強めていく必要があります。

基本方針

人権文化の醸成

- 人権尊重と世界恒久平和を願う人権文化の醸成に向けて取り組むとともに、これに関わる市民活動を支援・促進し、人権教育を充実させていきます。

人権の擁護

- すべての人の人権を擁護するため、その対策および相談体制の充実を図っていきます。

施策

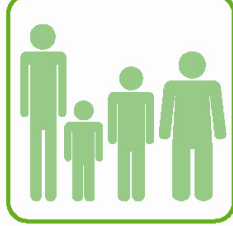

概要

① 人権と平和を尊重する取り組みの推進	・ すべての人の基本的人権の尊重と恒久平和を誓うまちづくりを推進し、かつ、後世に引き継ぐために、各種の啓発事業を推進します。
② 人権文化を高める市民活動の支援・促進	・ 人権・同和問題への取り組みや多文化共生社会の実現などを進める市民活動への支援を通じて、本市の人権文化を高めます。
③ 人権教育の推進	・ 同和教育研究大会や市民連続講座などを開催し、市民があらゆる場で人権教育について学べるように推進していきます。
① 人権擁護対策の充実	・ 市民に対し人権尊重思想の普及、高揚を図るための対策を講じるとともに、人権擁護活動の充実を図ります。
② 人権相談体制の充実	・ 人権相談員を常設するとともに、人権擁護委員や弁護士による相談の機会を提供し、市民が人権に関する相談を安心して行えるようにします。

■この分野の計画

- ・ 人権擁護に関する基本方針（平成 10 年 3 月策定・平成 22 年 4 月改訂/人権政策課）
- ・ 草津市人権教育基本方針（平成 17 年 4 月改訂/人権センター）
- ・ 草津市同和教育基本方針（平成 17 年 4 月改訂/人権センター）
- ・ 教育振興基本計画（平成 22 年度～平成 31 年度/教育総務課）

私たちの達成目標と行動の指針

		人権文化の醸成				人権の擁護			
達成目標		 人権と人の多様性を尊重する人が増える！				 人権侵害を受けた人が守られる！			
	指標	人権が尊重されるまちであると思う市民の割合 (%)				人権相談で困りごとが解決または軽減された割合 (%)			
		H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
		23.2	24.0	25.0	26.0	約 80.0	83.0	85.0	88.0
	担当課		人権センター		担当課		人権センター		
行動の指針	行政	(施策展開において) ○ 偏見や固定観念を取り除き、差別解消など人権・同和問題の早期解決を図ります。 ○ 人権関連の施設・設備を、すべての市民が利用しやすいよう、PR等を行っていきます。 ○ 人権や平和の大切さを学んでもらえる機会をつくるとともに、多文化共生社会づくりを推進します。 (協働の視点) ○ 市民による学習会を支援します。				(施策展開において) ○ 人権相談を、今以上に誰もが利用できる場としていきます。 ○ 人権相談に関する機関等のPRを行います。 (協働の視点) ○ 人権相談のPRをします。 ○ 相談ができるような場と人的ネットワークをつくっていきます。			
	市民・地域	○ 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取り組み等に積極的に参加します。 ○ 多文化共生社会づくり推進に寄与します。 ○ 組織内における人権・同和教育を推進します。				○ 地域の人が集まる機会を生かして相談体制を確認します。 ○ 身近な地域で相談ができるような場と人的ネットワークをつくっていきます。			
	事業者等	(企業・大学・学校等) ○ 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取り組み等に積極的に参加します。 ○ 多文化共生社会を推進します。 ○ 組織内における人権・同和教育を推進します。				○ 組織内に、気軽に相談ができるような場をつくるとともに、必要時に各専門機関等へ確実につないでいきます。			

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
人権文化の醸成	① 人権と平和を尊重する取り組みの推進	主	市民のつどい開催事業	人権センター
		主	人権センター管理運営事業	人権センター
		主	人権と平和を守る都市宣言啓発事業	人権センター
		主	人権擁護平和啓発事業	人権政策課
	② 人権文化を高める市民活動の支援・促進	主	女性のつどい・青年集会開催事業	人権センター
		主	社会教育指導員等配置事業	人権センター
		主	社会教育関係団体活動促進事業	人権センター
		主	地域交流促進事業	橋岡会館
		主	地域交流促進事業	新田会館
		主	地域交流促進事業	西一会館
	③ 人権教育の推進	主	地域交流促進事業	常盤東総合センター
		主	人権セミナー等開催事業	人権センター
主		同和教育研究大会開催事業	学校教育課	
主		人権・同和教育推進事業	人権センター	
人権の擁護	① 人権擁護対策の充実	主	企業内同和教育推進事業	産業労政課
	② 人権相談体制の充実	主	人権擁護推進協議会活動事業	人権センター

- 主要事業の区分は、リ：リーディング対象事業、マ：マニフェスト関連事業、主：主軸事業を表しています。
- リーディング対象事業は、リーディング・プロジェクトに含まれる事業であり、マニフェスト関連事業は市長マニフェストに基づくロードマップに記載された事業です。
- 従って、リーディング対象事業とマニフェスト関連事業については、一部に重複があります。
- これらの他に施策の主軸となっている事業を主軸事業とし、合わせて、基本計画における主要事業と位置づけています。

各分野の基本方針の指標における平成 21 年度値は、すべて平成 22 年 1 月現在調べの値としています。既往統計がないこと等によって概数としている場合、また、進行管理において 21 年度実績の確定値に置き換える場合があります。

男女共同参画

現況と課題

- 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性と能力が十分に発揮できる社会づくりにおいて、その遅れを国際社会から指摘されています。
- 男女がともに社会の対等な構成員として、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の社会づくりをさらに進めていく必要があります。

基本方針

男女共同参画社会の構築

市民への男女共同参画についての知識普及と意識啓発を図るとともに、地域社会の様々なルール・仕組みの見直しを進めていきます。

施策

概要

① 男女共同参画推進計画の推進

- ・ 草津市男女共同参画推進条例の理念を反映した草津市男女共同参画推進計画に基づき、全庁的・横断的に男女共同参画社会づくりの着実な推進を図ります。

■第3次草津市男女共同参画推進計画の概要

目標 男女がともに喜びと責任を分かち合える


<p>① 男女共同参画の意識づくり</p>	<p>▼ 学校、職場、地域など、あらゆる場と機会を通じて男女共同参画の知識普及と意識啓発を進めていきます。</p> <p>重点:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画に関する啓発の積極的な推進 ・ 男女平等やジェンダーなど、教育・保育における男女共同参画の推進 ・ 講演会や学習の機会を通じた、社会教育における男女共同参画の推進
<p>② 男女がともに自立して生きるための条件づくり</p>	<p>▼ 家庭・地域生活と仕事のバランスのとれた、その人らしい自立した生活を選択できる社会条件整備への寄与に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメント※やドメスティック・バイオレンス※の対策を図ります。</p> <p>重点:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な働き方を可能にするための情報提供の充実 ・ 男女平等な職業能力の開発と就業の支援の充実（講座等） ・ 家庭における固定的な性別役割分担意識の是正 ・ 保育サービスや放課後児童対策の充実などの子育て支援 ・ DVの防止に向けた啓発の推進 ・ DV被害者への相談等の支援体制の整備
<p>③ 男女がともに生涯にわたって豊かに暮らすための健康づくり</p>	<p>▼ 男女が思いやりを持って、お互いの身体的特徴を十分に理解するとともに、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。</p> <p>重点:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性の尊重についての意識の浸透
<p>④ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる環境づくり</p>	<p>▼ 女性のエンパワーメント※、ポジティブ・アクション※の視点も持ちつつ、方針の立案や決定の場への女性参画、慣行の見直し等を進めます。</p> <p>重点:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動における男女共同参画の促進および支援の推進 ・ 防災活動やまちづくりなどの、新たな分野における男女共同参画の推進

- ※ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）：性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為をいいます。
- ※ ドメスティック・バイオレンス（DV）：夫婦、恋人などの親密な関係にある人またはあった人からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為その他心身に有害な影響を及ぼす発言または行動をいいます。
- ※ エンパワーメント：本来の力を引き出すことをいい、女性のエンパワーメントとは、女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野において、自分で意思決定し、行動できる能力をつけ、力を持てるように図っていくことをいいます。
- ※ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：さまざまな分野において、活動に参画する機会に関して男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。

■この分野の計画

- ・ 第3次草津市男女共同参画推進計画（平成22年度～平成32年度/人権センター）

私たちの達成目標と行動の指針

		男女共同参画社会の構築			
達成目標		 <p>男女がともに喜びと責任を分かち合える！</p>			
	指標	男女共同参画が進んでいると思う市民の割合 (%)			
		H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
		15.6	16.0	18.0	20.0
		担当課		人権センター	
行動の指針	行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画について気軽に話ができ、相談ができる場と機会を充実させていきます。 ○ 男女不平等などに関する悩みを持つ人が気軽に相談に行ける機関のPRを行います。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動において、男女がともに参画し、方針決定できるよう啓発活動、講座等を実施します。 			
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画について学び、気軽に話ができる機会をつくり、参画していきます。 			
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児・介護休業を取りやすい風土と仕組みをつくっていきます。 ○ 誰もがワーク・ライフ・バランス※についての自己選択・決定ができるよう、柔軟な就業条件づくりを進めていきます。 			

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
男女共同参画社会の構築	① 男女共同参画推進計画の推進	主	男女共同参画学習事業	人権センター
		主	男女共同参画啓発事業	人権センター

男女共同参画の分野の施策・事業は、主に、まちづくりに係る広範分野の施策・事業を男女共同参画の視点から推進するものであることから、「男女共同参画推進計画の推進」をこの基本計画の施策としています。その達成の評価にあつては、「第3次草津市男女共同参画推進計画」の評価を踏まえて行います。

※ ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、みずから希望するバランスで展開できる状態のこと。

教育・青少年

現況と課題

- “開かれた行動する教育委員会の運営”のもと、教育振興基本計画を策定しながら、児童生徒を守り育てる教育行政を展開しています。
- 充実した教育環境のもとで、児童生徒一人ひとりの学力向上を図るとともに、豊かな心と健やかな体を育成していくことが求められます。

- 改築や耐震化等が必要な施設の多くについて、一定の整備が進んできていますが、一部に老朽化に伴う改修が必要な施設があります。
- 児童生徒の安全確保を最優先に、財政負担の年度平準化を図りながら、よりよい教育環境整備を計画的に行っていく必要があります。

- 青少年の問題行動が多様化、低年齢化しており、学校・地域・家庭の教育力の低下などが指摘されています。
- 地域の青少年を地域で守る意識を地域ぐるみで共有しながら、専門機関等とも連携した取り組みの展開を図っていくことが重要となっています。

基本方針

学校教育の充実
安全・安心で快適な学校環境のもとで、子ども一人ひとりが、質の高い教育を受けられるようにしていきます。

学校施設の整備
学校教育施設等の改修等を計画的に進めるとともに、新しい技術を積極的に活用するなど、高機能な学習環境を整えていきます。

青少年の健全育成
青少年が地域社会の一員として健全に育つことを支えるため、地域ぐるみによる取り組みを多岐にわたって展開していきます。




■この分野の計画

- ・ 教育振興基本計画（平成22年度～平成31年度/教育総務課）

施策	概要
① 教育内容の充実	・ 草津の自然や文化を生かした体験型の学習活動を推進することで、子どもに“ふるさと草津の心”を育むとともに、学力向上プログラムに基づいて子どもの確かな学力や生きる力の育成を図ります。
② 児童・生徒の安全・安心の確保	・ 学校生活における子どもの様々な活動が、安全で安心できる環境と優れた教育条件のもとで展開されるよう整備を図ります。
③ 教育研究所の機能充実	・ 教員の指導力向上や個別の教育課題の解決を図る指導と研修の充実に努め、学校教育の水準向上を図ります。
④ 教育問題相談体制の整備	・ 学校（園）問題サポートチームの取り組みにより、子どもや保護者に関わる様々な問題に対する学校の対応力を高め、円滑な学校経営を進めます。
① 教育施設・設備の充実と適切な維持管理・更新	・ 電子黒板の導入、学校図書館等の図書整備・更新のほか、小中学校について、必要に応じた施設の計画的な維持管理・更新・充実に努めます。
① 青少年教育の充実と社会参加の促進	・ 多様化する青少年の問題に対応する青少年への教育や啓発の充実を図るとともに、少年センター等との連携により、問題解決のための取り組みを地域ぐるみで展開します。
② 青少年の健全育成に向けた活動への支援	・ 青少年の健全育成を図るため、少年団体活動や青少年育成活動、青年国際交流等の支援・促進を図るとともに、「わんぱくプラザ」の積極的な展開を図ります。

※ わんぱくプラザ：自然体験や地域交流など、地域ぐるみで活動することにより、大人と子どもが、ふれあい、相互に体験を深めあうことで、ふるさと意識の醸成や子どもの健全育成を図る事業。

私たちの達成目標と行動の指針

		学校教育の充実	学校施設の整備	青少年の健全育成		
達成目標		 学校での教育が子どもを 生き生きさせている！	 子どもの学習環境が 充実している！	 青少年が地域の中で 健やかに成長している！		
	指標	学校教育の充実に満足している 市民の割合 (%)	小・中学校の耐震化率 (%)	青少年からの相談件数 (件)		
		H. 21 H. 22 H. 23 H. 24	H. 21 H. 22 H. 23 H. 24	H. 21 H. 22 H. 23 H. 24		
27.1 29.0 32.0 35.0		87.4 93.7 100.0 100.0	680 1,200 1,200 1,200			
	担当課	学校教育課	担当課	教育総務課	担当課	生涯学習スポ ーツ課
行動の指針	行政	(施策展開において) ○ 教員が子ども一人ひとりと 向き合う環境づくりを 推進します。 ○ 子どもの心身の健康を守り、 安全・安心を確保した 学校づくりを推進します。	(施策展開において) ○ 各教育施設の計画的な維 持管理・更新・充実を図り ます。	(施策展開において) ○ 青少年に有害な環境を浄 化し、相談・育成支援・啓 発等の活動により、その健 全育成を図ります。		
	市民・ 地域	○ 「早寝、早起き、朝ごはん」 や「あいさつ」などの基本 的な生活習慣をつくりま す。 ○ 学校支援ボランティアと して学校教育に協力しま す。	○ 各教育施設を大切にし、学 校教育の場として、また、 地域の資源として、有効に 活用します。	○ 地域で青少年を見守り育 てる意識を高めるため、あ いさつ運動を展開してい きます。 ○ 日頃から地域コミュニテ ィの活性化に努め、青年 を含め、地域住民が地域 の行事に参加しやすいよ う図っていきます。		
	事業者等	(大学・企業等) ○ 学校と連携を図り、特別授 業などにおいて自らの専 門性を教育の場に生かし ます。		○ 家庭・学校・地域・企業や 関係機関等の連携を、いっ そう強めて青少年の健全 育成を図ります。		

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
学校教育の 充実	① 教育内容の充実	リ	学力向上重点事業	学校教育課
		リ	学校教育モデルプラン推進事業	学校教育課
		主	人権教育推進事業	学校教育課
		主	体験実践活動推進事業	学校教育課
		マ	特別支援教育推進事業	学校教育課
	② 児童・生徒の安全・安心 の確保	主	やまびこ教育相談室運営事業	学校教育課
		主	学校支援対策推進事業	学校教育課
		主	中学校生徒指導主事活動推進事業	学校教育課
		マ	中学校生活安定推進事業	学校教育課
		主	通学路対策事業	学務課
		主	給食センター管理運営事業	学校給食セ ンター
	③ 教育研究所の機能充実	主	教育調査研究事業（教育研究所）	学校教育課
		主	講座開設事業（教育研究所）	学校教育課
		マ	学校（園）問題サポートチーム運営事業	学校教育課
学校施設の 整備	④ 教育問題相談体制の 整備	マ	学校教材設備整備事業	教育総務課
		主	学校大規模改造事業	教育総務課
		主	学校地震補強・危険改築事業	教育総務課
青少年の 健全育成	① 青少年教育の充実と 社会参加の促進	主	少年センター運営事業	生涯学習ス ポーツ課
		主	青少年育成活動推進事業	生涯学習ス ポーツ課
	② 青少年の健全育成に 向けた活動への支援	主	青少年育成活動推進事業	生涯学習ス ポーツ課
		主	青少年育成活動推進事業	生涯学習ス ポーツ課

生涯学習・スポーツ

施 策

概 要

現況と課題

○ 市民の生涯学習活動は、活発な広がりを見せていますが、その活動や成果を、発表するための場が不足しています。

● 専用の文化芸術等の展示・発表の場、また、絵画・工芸等の専用の実習室やオーケストラ、吹奏楽、合唱団等の練習の場の充実が求められます。

○ 学びを通しての“生きがい発見”の機会づくりは、市民が生涯にわたって充実した生活を送るうえで、ますます欠かせないものとなってきています。

● より多くの市民の、多様な生涯学習ニーズに応えられるよう、講座等のいっそうの充実を図ることが求められます。

○ 地域協働合校の開始以来、地域の子どもと大人が、学び・かかわり・喜び・認め合って協働し、「共育ち」を得る地域学習社会づくりを進めてきています。

● 地域づくりの取り組みとの連携をさらに強め、また、子どもがより主体的に取り組むことのできる段階へと移行を図っていく必要があります。

○ スポーツは、楽しみ・仲間づくり・健康づくりなど、市民が生涯にわたって健康で豊かな生活を送るうえで様々な効果があり、多くの市民が親しんでいます。

● 市民スポーツの一層の振興のため、スポーツによる仲間づくり・健康づくりの支援や、施設・設備の整備などが求められています。

基本方針

生涯学習施設の整備・充実とネットワーク化
市民の生涯学習が豊かに展開されるよう、生涯学習拠点・活動支援拠点の充実とネットワーク化を進めます。

生涯学習活動の振興
大学等との連携のもとで、生涯学習内容の充実を図るとともに、生涯学習の活動や成果を地域づくりに生かせるよう図っていきます。

地域学習社会の形成
地域協働合校の活動方針である子どもと大人の『共育ち』のさらなる浸透を図り、子どもと大人がともに主役となる取り組みの展開を促進していきます。

市民スポーツの振興
市民が生涯にわたって健康で豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ振興計画を策定し、生涯スポーツ社会の実現と競技スポーツの振興を図っていきます。

① 生涯学習拠点の整備とネットワーク化

・ 生涯学習拠点施設の整備に努めるとともに、各種文教施設における生涯学習支援の取り組みの充実・連携を図ります。

② 活動支援拠点の充実とネットワーク化

・ 市民センター（公民館）をはじめとする地域の学習活動拠点の機能の充実および社会教育施設と新たに創出する文化活動拠点との間で各種事業や情報、人材などのネットワーク化に努めます。

① 生涯学習内容の充実

・ 草津市生涯学習大学事業や図書館の運営、また、「立命館びわこ講座」を発展させた「(仮)コミュニティ・カレッジ」の開設により、市民ニーズを踏まえた多様な学習機会の提供を図ります。

② 生涯学習の成果を生かした地域づくり

・ 「ゆうゆうびと」等の学習ボランティアについての情報提供を図るとともに、学習ボランティア等との協働のもとで市民の生涯学習活動が広がりをつくっていきます。

① 地域協働合校の展開

・ 地域協働合校の活動のなかで、地域の課題に子どもと大人が協働して取り組む機会の充実を図って、地域学習社会づくりをいっそう推進していきます。

① スポーツの普及促進

・ 体育協会・体育振興会・体育指導委員・大学等との連携の強化、総合型地域スポーツクラブへの支援、各種スポーツ行事の拡充などによって、市民スポーツの普及促進を図ります。


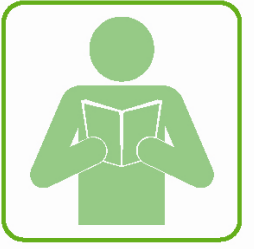


② スポーツに親しむ場の充実

・ 市民によるスポーツ活動が活発に展開されるよう、必要な施設・設備の充実を図ります。

■ この分野の計画

- ・ 教育振興基本計画（平成 22 年度～平成 31 年度/教育総務課）
- ・ 草津市子ども読書活動推進計画（平成 20 年度～平成 24 年度/生涯学習スポーツ課）

私たちの達成目標と行動の指針

		生涯学習施設の整備・充実とネットワーク化	生涯学習活動の振興	地域学習社会の形成	市民スポーツの振興												
達成目標																	
		いつでも誰でも楽しく集って学べる！	暮らしの中で「学び」を楽しむ市民が増える！	世代の交わりのもとで地域の学びが深まる！	スポーツを楽しむ市民が増える！												
	指標	「ゆうゆうびと講座」の参加者数（人）				生涯学習手帳の発行数（件）				地域協働合校の参加者数（千人 [延べ]）				スポーツに親しむ市民の割合（%）			
		H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
	122	140	150	160	9	100	150	200	約170.0	173.0	176.0	179.0	45.4	47.0	48.0	50.0	
	担当課		生涯学習スポーツ課		担当課		生涯学習スポーツ課		担当課		生涯学習スポーツ課		担当課		生涯学習スポーツ課		
行動の指針	行政	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化活動拠点を整備します。 ○ 社会教育関係団体に対する支援を行います。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化芸術団体間の調整を行います。 ○ 生涯学習、文化芸術、社会教育の情報提供の充実に努めます。 		<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学習の場と機会の提供がさらなる学びへの契機となるよう努めます。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な施設において、生涯学習活動が展開できるよう図っていきます。 ○ 学ぶことの楽しさ大切さについての啓発を行うとともに、学習成果や経験・技術を生かす場の提供を図ります。 		<p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域協働合校のコーディネートの充実を図るとともに、「共育ち」の理念に基づく事業を展開します。 		<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種スポーツ行事の実施や施設の整備など、市民がスポーツを楽しむための環境整備を行います。 									
	市民・地域	○ 生涯学習に関する地域の資源を有効に活用します。		○ 学びを通じて様々な知恵や知識・教養を身につけ、心豊かな生活を実現します。		○ 文化・伝統の継承など各地域の特色を活かしながら、世代を超えて学びを深め、主体となってひとづくり・まちづくりを進めます。		○ 自分に合ったスポーツを見つけ、継続して行うことで、健康増進を図ります。									
	事業者等	○ 自らの施設、技術・知識、人材資産を地域へ還元します。		<p>（企業、大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 草津市生涯学習大学への支援・援助をします。 		<p>（企業、大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ より専門性の高い地域協働合校の事業展開に寄与します。 		<p>（企業、大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ より専門性の高い知識や技術を、地域のスポーツ活動に還元できる事業展開を図ります。 ○ スポーツイベントへの協賛、地域イベントへの参加を進めます。 									

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
生涯学習施設の整備・充実とネットワーク化	① 生涯学習拠点の整備とネットワーク化	リ	文化活動拠点等整備事業	生涯学習スポーツ課
		主	図書館管理事業	図書館、南草津図書館
	② 活動支援拠点の充実とネットワーク化	マ	市民センター（公民館）管理運営事業	まちづくり協働課
生涯学習活動の振興	① 生涯学習内容の充実	リ	（仮）コミュニティ・カレッジ開設事業	生涯学習スポーツ課
		主	社会教育委員設置事業	生涯学習スポーツ課
		主	図書等貸出事業	図書館・南草津図書館
		主	生涯学習大学事業	生涯学習スポーツ課
	② 生涯学習の成果を生かした地域づくり	主	学習ボランティア推進事業	生涯学習スポーツ課
地域学習社会の形成	① 地域協働合校の展開	リ	地域協働合校推進事業	生涯学習スポーツ課
市民スポーツの振興	① スポーツの普及促進	主	県民体育大会等派遣事業	生涯学習スポーツ課
		リ	子どもアスリート体験事業	生涯学習スポーツ課
		主	市民体育大会開催費補助事業	生涯学習スポーツ課
		主	学校体育施設開放事業	生涯学習スポーツ課
	② スポーツに親しむ場の充実	主	社会体育施設管理運営事業	生涯学習スポーツ課
		主	社会体育施設整備事業	生涯学習スポーツ課

市民文化

現況と課題

- 市民の草津への愛着や市民文化への意識の高まりなどをまちづくりの中心に組み入れ、“ふるさと草津の心”を醸成していくことが求められます。
- 生活文化・地域文化・芸術文化を継承し、誰もがこれらにふれる機会を充実させ、ネットワーク化を図る必要があります。

- 地域に根ざした歴史資産は、まちの歴史や文化、伝統を理解するために、また、市民文化を新たに発展させるために欠くことのできないものです。
- 各種文化財等を適切に保全するとともに、その情報等を積極的に発信し、市民の貴重な財産を次世代へ大切に継承していく必要があります。

基本方針

市民文化の醸成
市民の間に“草津市民としての自負”が生まれるよう、まちづくりへの市民参画の拡充を図るとともに、市民自らが文化・芸術活動などに日常的に親しめるよう取り組みます。

歴史資産の保全と活用
有形・無形の文化財等を適切に保全し、歴史資産の持つ価値を“ふるさと草津”の原点として有効に生かし、歴史文化の薫るまちづくりを進めていきます。

施策

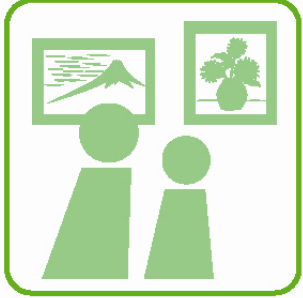

概要

① “ふるさと草津の心” の醸成	・ 本市の魅力資源を、市民の生活やまちづくりのテーマに活かして、市民のまちづくりへの参画と市民としての自負へと結びつけていきます。
② 文化・芸術の振興	・ 市民の創作活動の奨励や市民ギャラリーの整備による文化芸術の振興を図るとともに、文化・芸術振興に繋がるイベントを開催します。
① 文化財調査の推進	・ 発掘調査をはじめとした各種の文化財調査を推進するとともに、市内に残る歴史資産の実態を解明し、その成果を公表します。
② 文化財の保全と継承	・ 市内に残る文化財、伝統芸能等の将来への保全継承のため、国指定史跡等の地域と一体となった保存整備、文化財指定の推進、伝承者への支援など積極的な保存対策を講じます。
③ 歴史資産を生かしたまちづくり	・ 歴史文化の香り溢れた魅力あるまちづくり、地域づくりのため、各種文化財の積極的な活用を推進するとともに、各種展示会、行事等を通じてふるさと草津の情報発信を行います。

■この分野の計画

- ・ 教育振興基本計画（平成 22 年度～平成 31 年度/教育総務課）
- ・ 史跡草津宿本陣保存管理計画（昭和 59 年度作成/文化財保護課）
- ・ 史跡野路小野山製鉄遺跡整備基本計画（平成 12・13 年作成/文化財保護課）

私たちの達成目標と行動の指針

		市民文化の醸成				歴史資産の保全と活用			
達成目標		 みんなが文化を通じたまちづくりに参加している！				 文化財への興味や理解を持つ人が増える！			
	指標	市民音楽祭等文化行事・催事の参加者（発表者・出品者・鑑賞者）数（人）				史跡草津宿本陣の入館者等の数（人〔延べ〕）			
		H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
		2,920	4,500	4,800	5,000	約 27,000	27,500	28,000	28,500
		担当課		生涯学習スポーツ課		担当課		文化財保護課	
行動の指針	行政	（施策展開において） ○ 優れた芸術文化とのふれあいをはじめ、市民が自主的に参加できる機会の充実を図ります。 ○ 市民の方の日々の創作活動の奨励と発表・展示・鑑賞の機会と場の提供を図ります。 ○ 俳句のまちづくり事業を展開していきます。 （協働の視点） ○ 優れた芸術文化とのふれあいの場や、市民が自主的に文化に親しむ機会などをつくる、“文化のまちづくり”のコーディネーターの役割を、市民とともに担います。				（施策展開において） ○ 文化財の種類・性質に応じた保存修理や保存整備を計画的に進めます。 （協働の視点） ○ 様々な人が自らの興味や関心に応じて、文化財等に親しむことができる多様な機会をつくります。			
	市民・地域	○ 文化・芸術活動の主役・担い手として、草津らしさを取り入れた活動を展開します。 ○ 創作活動を積極的に行い、様々な文化・芸術の催しに参画します。 ○ 俳句に対して興味・関心を持ち、身近なものとして親しみます。				○ 様々な歴史遺産を市民の貴重な財産として常に意識し、大切に保存していきます。 ○ 歴史や地域学習の教材として文化財等を活かします。 ○ 各種の調査、文化財等の保存・継承に積極的に協力します。			
	事業者等	○ 自ら主体となって、文化・芸術活動に取り組めます。 ○ 市民の文化・芸術活動の場の提供や、文化・芸術の催しへの協賛等を行います。 ○ 本市の文化・芸術活動の中心となって、市民文化を醸成するネットワークの充実に努めます。				（開発事業者等） ○ 埋蔵文化財の取扱いについて事前に市と協議し、調査など文化財の保護に協力します。 （大学等） ○ 市民が文化財等に興味を持てるよう、専門の立場からその魅力を紹介します。			

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
市民文化の醸成	① “ふるさと草津の心” の醸成	リ	草津 CI 推進事業	企画調整課
		主	市展開催事業	生涯学習スポーツ課
	マリ	市民文化芸術活動支援事業	生涯学習スポーツ課	
	リ	（仮称）芸文祭「くさつ」開催事業	生涯学習スポーツ課	
	主	俳句のまちづくり事業	生涯学習スポーツ課	
	主	アミカホール自主事業（コンサート等）	アミカホール	
歴史資産の保全と活用	① 文化財調査の推進	主	文化財調査事業	文化財保護課
		マ	史跡草津宿本陣整備事業	文化財保護課
	② 文化財の保全と継承	主	文化財保護助成事業	文化財保護課
		主	史跡草津宿本陣管理事業	草津宿街道交流館
	③ 歴史資産を生かしたまちづくり	主	草津宿街道交流館運営事業	草津宿街道交流館

子ども・子育て

現況と課題

- 少子化や小世帯化、都市化と地域関係の希薄化、若年・高齢出産の増加、社会経済情勢の悪化などにより、家庭の“子育て力”が弱まっています。
- 「子育てが孤立している」「子どもとの接し方がわからない」など、子育てに不安や問題を抱える家庭を、地域社会として支援する必要があります。

- 学びの基礎となる体力や豊かな情操、道徳性を培うために幼稚園、保育所（園）において就学前の子どもの教育・保育を実施しています。
- 就学前の教育の充実を図るために、幼保が連携し、教育・保育の取り組みの統一を図る必要があります。

- 放課後児童の家庭に代わる生活の場として良好な環境のもと、遊びや生活を通じたその子どもの健全育成を図っています。
- 必要とする放課後児童がすべて入会できる児童育成クラブ等の整備と、その毎日の生活の場としての環境の充実が求められています。

- 子育てに不安や悩みを抱える家庭が増え、さらには子育て家庭の経済的困窮や児童虐待問題なども増加し深刻化しています。
- 地域の子育て支援ネットワークの充実とともに、特別な支援を必要とする子どもと家庭については、その自立を促進する基盤の強化が求められています。

■ この分野の計画

- ・ 草津市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）（平成 22 年度～平成 26 年度/子ども家庭課）
- ・ 教育振興基本計画（平成 22 年度～平成 31 年度/教育総務課）

基本方針

母子保健等の充実
医療機関等との連携のもとで周産期から母子の健康を守るとともに、養育者に対して適切な相談・助言・指導を積極的に行っていきます。


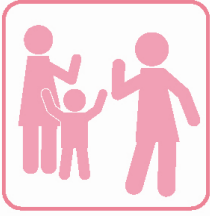
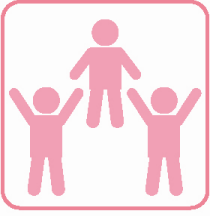
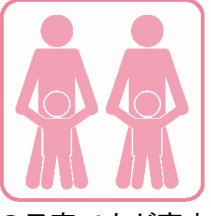
就学前教育・保育の充実
未就学の子どもに対して必要な保育・発達支援と適切な教育を提供し、併せて、家庭が子育て期に安心して仕事と子育てを両立できるよう支援します。

放課後児童対策の充実
放課後児童の健全育成を支援するため、「放課後子どもプラン」に基づき、児童育成クラブ等の運営充実を図っていきます。

地域ぐるみの子ども・子育て支援
子育て家庭を支える地域のネットワークづくりや子育てについて気軽に相談できる体制の充実、また、特別な支援を必要とする子どもと家庭への対応の強化などを行っていきます。また、子育てをしている人や地域の人たちに対して、家庭教育に対する支援を行います。

施策	概要
① 小児医療の充実支援	・ 関係機関と連携を図るなかで、子どもの急な病気や体調の変化に対応する小児救急医療を持続的に提供できるよう取り組みます。
② 母子保健サービスの充実	・ 子どもの健全な育成、健康増進を図り、病気等の予防・早期発見・早期対応に努めるとともに、「すこやか訪問」や家庭訪問などを通じて、養育者の子育てを支援します。
① 就学前教育の充実	・ 幼稚園と保育所の連携を促進し、発達に応じた細やかな心配りのもとでの子どもの育成、また、子どもそれぞれの人間形成の基礎づくりとなる様々な体験活動の充実に努めます。
② 保育サービスの充実	・ 多様な保育ニーズに対応できるよう保育サービスの充実を図るとともに、その質の向上に努めます。
③ 援助を要する子どもへの支援の充実	・ 障害や発達の遅れのある子どもの日常生活や学習がより充実するよう、一人ひとりにきめ細かい支援を行っていきます。
④ 保育所（園）・幼稚園の施設整備	・ 多様化する保育需要に応えるための施設整備と、安全で安心な保育環境の充実に努めます。
① 児童育成クラブの充実	・ 子どもが安全で安心でき、健やかに育まれる放課後の活動場所の確保のため、児童育成クラブの充実と施設の整備を図ります。
② 「放課後子ども教室」の展開	・ 地域の様々な人の参画を得ながら、遊びや交流活動を通じた放課後児童の健全育成を図ります。
① 子ども・子育て支援ネットワークの充実	・ 子育てに関して、相談、情報提供、交流・仲間づくりや支援ネットワークの地域拠点として、市民生活の身近に子育て支援センターや「つどいの広場」などを充実させていきます。また、子育てへの不安や負担感を取り除けるよう、家庭教育に対する支援を行います。
② 児童虐待の防止と早期発見・早期対応	・ 児童虐待の防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、子どもとその家族の健全な生活の回復に向けた支援を行うため、係る相談体制の充実や関係機関等の連携を強めていきます。
③ ひとり親家庭等への支援の充実	・ ひとり親家庭等の自立と生活の安定のため、相談体制、日常生活の支援や経済的支援などを充実させます。
④ 子育てに伴う経済的負担の軽減	・ 児童手当の支給や乳幼児福祉医療費、小中学生入院医療費の助成などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っていきます。

私たちの達成目標と行動の指針

		母子保健等の充実				就学前教育・保育の充実				放課後児童対策の充実				地域ぐるみの子ども・子育て支援			
達成目標		 <p>子育てに不安を感じる人が少なくなる！</p>				 <p>安心して子どもを預けられる！</p>				 <p>放課後の子どもが地域で安心して過ごせる！</p>				 <p>家庭の子育て力が高まる！</p>			
	指標	すこやか訪問の利用率 (%)				保育所待機児童数 (人)				児童育成クラブの定員 (人)				つどいの広場利用者数 (千人 [延べ])			
		H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
		93.6	95.0	96.0	97.0	92	60	30	0	810	840	900	970	約 13.0	24.0	29.0	32.0
	担当課		健康増進課		担当課		保育課		担当課		保育課		担当課		子ども家庭課		
行動の指針	行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもと養育者の心身の状況および養育状況の把握をするとともに、育児等に係る必要な相談や援助、情報提供等を行います。 ○ 支援の必要な親子については、継続的に支援していきます。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員児童委員、健康推進員および地域住民等が協働できるよう情報提供等をしていきます。 				<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権に根ざした保育・教育を基本とし、施設整備や運営の充実など保育所(園)・幼稚園の環境向上に努めます。 ○ 保育所(園)と幼稚園が連携し統一した取り組みを進めて、すべての就学前の子どもへの教育を充実させます。 ○ 子どもの育ちをつなぐため、保育所(園)・幼稚園・小学校との連携・交流を図ります。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅保育を含め、地域の子育てを進めていくために、入所児保護者や地域の協力者の事業への参加を進めます。 				<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全で安心して生活できる児童育成クラブの施設整備と運営の充実に努めます。 ○ 子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭、体育館などの利用等、学校との連携を図ります。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任が果たせるよう保護者活動を支援するとともに、保護者と連携した児童育成クラブの運営に努めます。 				<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親子の交流・仲間づくり、子育て相談、情報提供ができる子育て拠点づくりを行います。 ○ 通告等に対して迅速に対応するための相談窓口の充実を図り、児童虐待防止の広報、啓発に努めます。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ぐるみの子育てを進めていくため、子育てに関する情報の地域への提供を積極的に行います。 ○ 子育てに関する市民活動について、専門的なスタッフの派遣や活動場所などの支援に取り組みます。 			
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「すこやか訪問」等も利用し、不安や心配事を解消して、得た情報をうまく子育てに生かします。 ○ 地域で子どもを見守るという意識を持ち、相談・助言しやすい関係をつくります。 ○ 子育ての現状を理解し、必要に応じた協力をを行います。 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭が、子育ての第1義的な責務を負うことを自覚し、子どもとふれ合い、基本的な生活習慣や社会的マナーなどが身につけられるよう家庭の教育に努めます。 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童が地域で安全で安心して過ごせるように、「児童育成クラブ」や「放課後子どもひろば」のボランティアとして積極的に参加し、子どもの健全な育ちに協力します。 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者や家族、地域が協力して、見守り、ともに遊び学んで、愛情豊かに子どもの育ちを支えていきます。 ○ 子どもの人権と安全を守る意識を持ち、安全パトロールなどの取り組みに積極的に参加します。 ○ 児童虐待の発見時には、通告するとともに、常に子どもを虐待から救うため行動します。 			
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育ての現状を理解し、必要に応じた協力をを行います。 				<p>(関係機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉、保健、教育を担当する機関が連携し、子どもとその家族が地域の中で、安心して生活するための環境づくりを進めます。 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が持つ知識や技術、施設・設備などを、地域の子どもに提供していきます。 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事と家庭のバランスがとれるよう、働き方の見直しを進めます。 ○ 児童虐待防止などの啓発活動に積極的に参加します。 			

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
母子保健等の充実	① 小児医療の充実支援	主	小児救急医療推進事業	健康増進課
	② 母子保健サービスの充実	主	乳幼児健診事業	健康増進課
		マ	新生児訪問事業（すこやか訪問事業）	健康増進課
就学前教育・保育の充実	① 就学前教育の充実	主	幼稚園ステップアップ推進事業	学校教育課
	② 保育サービスの充実	主	公立保育所運営事業	保育課
		主	民間保育所運営事業	保育課
		主	民間保育所運営補助事業	保育課
		マ	病児・病後児保育支援事業	保育課
		リ	保育サービス事業	保育課
	③ 援助を要する子どもへの支援の充実	マ	育児等支援家庭訪問事業	子ども家庭課
		主	児童デイサービスセンター運営事業	子ども家庭課
		主	育児等健康支援事業	子ども家庭課
		主	障害児相談事業	子ども家庭課
		マ	発達障害者支援センター運営事業	子ども家庭課
	④ 保育所（園）・幼稚園の施設整備	主	公立保育所施設整備事業	保育課
主		民間保育所施設整備事業	保育課	
主		幼稚園整備事業	教育総務課	
放課後児童対策の充実	① 児童育成クラブの充実	マ	児童育成クラブ運営事業	保育課
	主	児童育成クラブ施設整備事業	保育課	
	② 「放課後子ども教室」の展開	マ	放課後子どもプラン推進事業	生涯学習スポーツ課
地域ぐるみの子ども・子育て支援	① 子ども・子育て支援、ネットワークの充実	主	地域子育て支援センター運営事業	子ども家庭課
		リ	子育て支援事業	子ども家庭課
		主	つどいの広場事業	子ども家庭課
	② 児童虐待の防止と早期発見・早期対応	主	家庭児童相談指導事業	子ども家庭課
	③ ひとり親家庭等への支援の充実	主	ひとり親家庭等支援事業	子ども家庭課
	④ 子育てに伴う経済的負担の軽減	主	乳幼児福祉医療助成事業	保険年金課
		マ	小中学生入院医療費助成事業	保険年金課

長寿・生きがい

現況と課題

- いきいきとした高齢社会の実現に向けて、高齢期の健康と生きがいづくりがますます重要となってきています。
- 高齢期にある人が、自らの健康を維持し、知識や経験・技能を活かして社会参加できるよう、そのための機会を充実させていくことが求められています。

- 誰もが安心して高齢期を迎えられるよう、介護保険サービスを基本とした生活支援のサービスを整備し提供してきています。
- 制度理解の促進と個別のニーズを踏まえた適切なサービス提供を基本に、介護予防や認知症対策へのいっそうの取り組み充実が求められます。

基本方針

いきいきとした高齢社会の実現
 いきいきとした高齢社会の実現のため、長年の経験で培った豊かな知識や技能を生かした取組みなどから高齢期の健康と生きがいづくりを支援します。


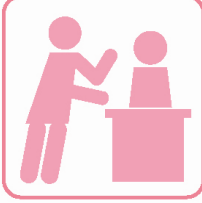
あんしんできる高齢期の生活への支援
 安心して高齢期の生活の支援のため、介護保険サービスを中心とし、在宅介護や生活支援サービスなど誰もが安心して適切に利用できるようなります。

- この分野の計画
- ・ 草津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【草津あんしんいきいきプラン第4期計画】
 (平成21年度～平成23年度／介護保険課・長寿福祉課)

施策	概要
① 高齢期の健康・生きがい対策の充実	・ 老人クラブやボランティア団体等の活動支援、講座等の開設、交流拠点の整備、就業機会の確保、健康の保持増進などに努めます。
① 介護予防対策の充実	・ 要支援・要介護状態になることを予防し、誰もが“元気で長生き”できるよう、介護予防の知識普及や地域での介護予防事業の展開など、介護予防の取り組みの充実に努めます。
② 介護保険サービスの充実と適切な利用の促進	・ 要支援・要介護の状態にあっても、誰もがその人らしく豊かな高齢期を過ごすことができるよう、介護サービス等の充実と適切な利用の促進を図っていきます。
③ 地域ケアの推進と高齢者福祉サービスの適切な利用の促進	・ 高齢期の安心を支える地域づくりを推進するとともに、支援のニーズや制度の動向などを踏まえ、介護保険制度を補完するよう、在宅介護や生活支援のサービスを適切に提供していきます。
④ 認知症対策の充実	・ グループホーム等の整備、認知症サポーターの養成・活用等を通じて、認知症についての知識普及と理解促進および、認知症の人と家族への支援充実に努めます。
⑤ 介護保険制度の適切な運用	・ 介護保険制度等の理解促進と利用支援、要介護認定、ケアマネジメント※、事業者のサービス提供体制および介護報酬請求においてチェック体制を整備し、適正化の取り組みを進めます。
⑥ 年金制度の適切な運用	・ 年金制度についての市民理解を進めるための啓発に取り組むことにより、加入等の促進を図り年金受給権の確保に努めます。

※ ケアマネジメント：介護・介助が必要な人の生活支援を行うために、多様な社会資源を、その本人が有効に活用できるよう図ること。

私たちの達成目標と行動の指針

		いきいきとした高齢社会の実現				あんしんできる 高齢期の生活への支援			
達成目標		 高齢期になっても地域社会で活躍する人が増える！				 困った時に相談できる窓口を知っている人が増える！			
	指標	地域の組織やグループに加入している65歳以上の市民の割合（％）				高齢者相談件数（件）			
		H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
		約 70.0	71.0	73.0	75.0	5,763	7,000	7,200	7,600
		担当課		長寿福祉課		担当課		長寿福祉課	
行動の指針	行政	（施策展開において） ○ 高齢期の社会参加活動などへの取り組みに対して、情報提供など必要な支援や活動団体等紹介窓口を設置します。 ○ 健康増進に関する情報や機会の提供に努めます。 （協働の視点） ○ 老人クラブ活動を支援します。				（施策展開において） ○ 介護予防のための情報提供や、介護予防に役立つ場の提供、外出しやすい環境整備を推進します。 ○ 介護支援等のサービス基盤の充実を図ります。 ○ 相談窓口である地域包括支援センターの周知を図るとともに、他の相談窓口との連携を推進します。 （協働の視点） ○ 保健・医療・福祉の関係機関および地域の資源の連携による地域ケア体制を整えます。			
	市民・地域	○ 「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、健康の保持増進に努めます。 ○ 地域の中での自らの役割を自覚し、地域活動やボランティア活動に主体的に取り組めます。				○ 自らの生活を改善して、介護予防に努めます。 ○ 介護が必要となった場合でも、適切なサービスを利用して、有する能力を活かし意欲的に生活を続けます。 ○ 高齢期にある人が、家庭や地域で安心して生活できるよう、お互いに見守り支えあいます。			
	事業者等	○ 意欲ある熟年世代の雇用に努めます。				（サービス事業者） ○ 利用者のニーズに応じた質の高い利用者本位のサービスを提供します。 ○ 介護保険サービスに関する情報の提供や、相談受付窓口、苦情受付窓口の整備を進めます。			

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
いきいきとした高齢社会の実現	① 高齢期の健康・生きがい対策の充実	主	なごみの郷・ロクハ荘管理運営事業	長寿福祉課
		主	シルバー人材センター運営活動補助事業	産業労政課
あんしんできる高齢期の生活への支援	① 介護予防対策の充実	主	介護予防一般高齢者施策実施事業	長寿福祉課
		主	居宅介護サービス給付事業	介護保険課
	② 介護保険サービスの充実と適切な利用の促進	主	施設介護サービス給付事業	介護保険課
		主	高齢者総合相談事業	長寿福祉課
	③ 地域ケアの推進と高齢者福祉サービスの適切な利用の促進	主	老人福祉施設入所措置事業	長寿福祉課
		主	認知症高齢者対策事業	長寿福祉課
④ 認知症対策の充実	主	保険料賦課徴収事務	介護保険課	
	主	介護認定事務	介護保険課	
⑤ 介護保険制度の適切な運用	主	国民年金手続等事務	保険年金課	
	主			
⑥ 年金制度の適切な運用	主			

障害福祉

現況と課題

- 3 障害統合の障害福祉サービスを提供し、障害のある人の生活のための総合的な支援ができる体制の整備を進めてきています。
- 生活支援サービス基盤のさらなる整備を行うとともに、適切なケアマネジメントによるサービス提供を行っていくことが求められています。
- 障害のある人が、就労・余暇活動など地域社会の様々な活動に安心して参加できるよう、その機会拡充を図る必要があります。
- 障害のある人もない人も、誰もが自らの意思と能力に基づいて、あらゆる活動に参画できる地域社会をつくっていくことが求められています。

基本方針

- 障害のある人の生活支援**
障害のある人の生活を支援するため、一人ひとりの生活を踏まえたケアマネジメントのもとで、適切なサービス利用ができるよう図っていきます。
- 障害のある人の社会参加の促進**
障害のある人ない人、あるいは異なる障害のある人などの相互理解を得ながら、すべての人の社会参加と自己実現のニーズに対応していきます。

施策

概要


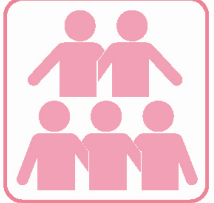
① 障害福祉サービス等の充実	・ 生活支援サービス基盤のさらなる整備・充実に努めるとともに、個別の生活のケアマネジメントによるサービス提供を行います。
① 社会参加と自己実現のニーズへの対応	・ 一般就労の促進と福祉的就労の充実を進めるとともに、文化・芸能・スポーツ活動などあらゆる分野の活動に誰もが参加・参画できるまちづくりを進めます。
② 情報・コミュニケーションのバリアフリー化の促進	・ ユニバーサルデザイン※の考え方を踏まえたまちづくりを進めるなかで、情報・コミュニケーションのバリアフリー化を図っていきます。
③ 障害と障害のある人への理解の促進	・ 障害と障害のある人についての知識普及と意識啓発、また、障害者福祉センターを核とした多様なふれあい・交流の場づくりに努めます。

※ ユニバーサルデザイン：できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること。障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方。

この分野の計画

- ・ 草津市障害者計画（平成 18 年度～平成 23 年度/障害福祉課）
- ・ 草津市障害福祉計画（第 2 期）（平成 21 年度～平成 23 年度/障害福祉課）

私たちの達成目標と行動の指針

		障害のある人の生活支援				障害のある人の社会参加の促進			
達成目標		 <p>障害のある人とその家族が地域で安心して生活できる!</p>				 <p>障害のあるないにかかわらず、互いを認め尊敬しあえるたくさんの出会いがある!</p>			
	指標	居住サポート相談機関の数(機関)				障害者福祉センターのふれあい・交流事業の参加者数(人[延べ])			
		H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
		0	0	1	1	1,333	1,700	1,800	1,900
	担当課		障害福祉課		担当課		障害福祉課		
行動の指針	行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援サービス基盤の充実と適切なケアマネジメントによるサービス提供を図ります。 家族へのサポート・相談を充実させます。 世代ごとのニーズを踏まえた、世代別のきめ細かなサポートを行います。 				<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が社会参加できる環境を整え、個々の能力を発揮できる機会づくりに努めます。 ふれあい・交流の場づくりに努めるとともに、さまざまな機会を利用して、障害と障害のある人についての理解の促進に努めます。 障害者雇用の促進や就労サポートについて国・県に要望していきます。 			
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活・社会生活を行うため、必要な障害福祉サービスを適切に利用します。 障害のある人の生活支援のボランティア等の地域福祉活動に積極的に参画し、豊かな地域社会をともにつくります。 				<ul style="list-style-type: none"> 自らの意思に基づいて、自己実現と社会参画のため積極的に行動します。 障害のある人の社会参加をサポートするボランティア活動等に参加します。 ふれあい・交流の機会に積極的に参加します。 			
	事業者等	<p>(サービス提供事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ニーズに即したサービス量の確保と、サービスの質の確保、向上を図ります。 家族へのサポート・相談を充実させます。 				<p>(雇用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用の促進し、個性と能力を活かした就労を継続的にサポートするとともに、働きやすい職場環境の整備を進めます。 <p>(サービス提供事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域とのふれあい、交流の機会をつくっていきます。 			

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
障害のある人の生活支援	① 障害福祉サービス等の充実	主	障害者自立支援給付事業	障害福祉課
		主	障害者福祉センター管理運営事業	障害福祉課
		主	湖南地域重症心身障害(児)者生活介護施設整備事業	障害福祉課
障害のある人の社会参加の促進	① 社会参加と自己実現のニーズへの対応 ② 情報・コミュニケーションのバリアフリー化の促進 ③ 障害と障害のある人への理解の促進	主	障害者生活支援事業	障害福祉課
		主	コミュニケーション支援事業	障害福祉課
		主	障害者福祉センター管理運営事業(ふれあい・交流事業)	障害福祉課

地域福祉

現況と課題

- 少子・高齢化や小世帯化、商店街の衰退などを背景に、隣近所のつながりが希薄化し、地域コミュニティの持つ「地域力」が低下しています。
- 小地域を単位とした相互の支えあいを強め、ひとり暮らし世帯や高齢世帯などが地域社会から孤立しないよう図っていく必要があります。

基本方針

「地域力」のあるまちづくり
 地域福祉の担い手の育成とそのネットワークの充実を図り、「地域力」を生かした福祉のまちづくりを進めます。

施策

概要

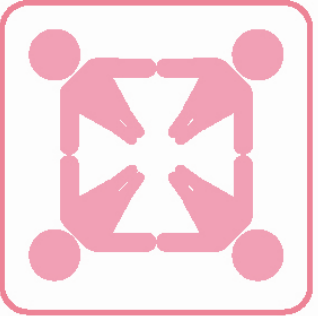
施策	概要
① 地域福祉の担い手の育成	・ 民生委員児童委員の活動支援を図るとともに、社会福祉協議会と連携し、福祉講座・懇談会・各種ボランティア養成講座を実施します。
② 地域福祉を支えるネットワークづくり	・ 社会福祉協議会と連携を図りながら、各種団体等のネットワークづくりを促進します。
③ 地域の力を生かした福祉のまちづくり	・ 各学（地）区社会福祉協議会、町内会の活動などを軸に、「地域力」を生かした地域福祉を推進します。
④ 要援護者支援体制づくり	・ 災害時要援護者名簿の早期作成に努めるとともに、必要に応じた要援護者支援を行います。

■この分野の計画

- ・ 草津市地域福祉計画（平成 17 年度～平成 22 年度/社会福祉課）
- ・ 草津市地域福祉活動計画（平成 19 年度～平成 23 年度/社会福祉協議会）

私たちの達成目標と行動の指針

この分野の主要な事業

		「地域力」のあるまちづくり			
達成目標					
	「向こう三軒両隣」で助け合える！ 対象者に占める災害時要援護者 名簿への登録者数（人 [累計]）				
	指標	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
		0	2,500	3,000	3,500
		担当課		社会福祉課	
行動の指針	行政	(施策展開において) ○ 地域福祉コーディネーターを育成し、地域活動を促進します。 ○ 地域生活の安心を守るネットワークづくりの支援を行います。 ○ 地域福祉ボランティアの養成・確保に努めます。 (協働の視点) ○ 町内会、社会福祉協議会、民生委員児童委員、自主防災組織等との連携を強めます。			
	市民・地域	○ 地域の活動に積極的に参画します。 ○ 「地域で支える支援者」に登録します。 ○ 隣近所の大切さを再認識し、地域のコミュニケーションを進めます。			
	事業者等	(社会福祉協議会) ○ 行政と協働し、「草津市地域福祉計画」に基づく福祉のまちづくりを推進します。 (企業・大学) ○ 地域福祉活動における協働に努めます。			

基本方針	施策	主要事業		
		名称		担当課
「地域力」のあるまちづくり	① 地域福祉の担い手の育成	主	民生委員児童委員協議会活動補助事業	社会福祉課
	② 地域福祉を支えるネットワークづくり	主	社会福祉協議会活動補助事業	社会福祉課
		リ	(仮称)地域福祉コーディネーター設置事業	社会福祉課
	③ 地域の力を生かした福祉のまちづくり	主	地域福祉計画推進事業	社会福祉課
		リ	地域高齢者見守り事業	長寿福祉課
	マ	あったかひととき推進費補助事業	長寿福祉課	
④ 要援護者支援体制づくり	主	災害時要援護者支援事業	社会福祉課	

健康・保険

現況と課題

- 健康への関心が高まっている一方で生活習慣病への誤った認識が広がっている、また、医療ニーズが多様化しているなどの状況があります。
- 誰もがよい生活習慣を獲得できるよう正しい知識を周知し、「自分の健康を自分で守る」「地域の健康づくりをリードする」市民を増やす必要があります。

基本方針

市民の健康づくり
市民の健康づくりを総合的に支援して市民運動としての気運を高めていくとともに、各種健（検）診等の受診勧奨により、疾病予防対策の強化を図っていきます。

- 高齢化の進展や医療の高度化などを背景に、医療保険等の制度を、将来にわたって持続可能なものとなるよう見直しが求められています。
- 保険者として現行制度を適正に運用するとともに、被保険者である市民の制度理解、健康管理意識の高揚などを図っていく必要があります。

医療保険制度等の適正運用
国民健康保険制度等について、市民の制度理解を得られるよう啓発を進めながら、適正な運用に努めます。

■この分野の計画

- ・ 健康くさつ21（平成17年度～平成24年度/健康増進課）
- ・ 草津市食育推進計画（平成21年度～平成25年度/健康増進課）
- ・ 草津市特定健康診査等実施計画（平成20年度～平成24年度/保険年金課）

施策	概要
① 健康づくり運動の展開	・ 食育や健康に関する啓発や健康相談を実施し、市民の、生涯を通じた健康づくりを応援します。
③ 疾病予防対策の強化	・ 各種健（検）診、予防接種について、情報提供・啓発・実施を行い、病気の予防と早期発見・対応に努めます。
③ 地域医療体制の充実支援	・ 「滋賀県保健医療計画」に基づく湖南圏域の医療体制の充実のため、県や医療機関の取り組みに対し、市として可能な範囲で支援を行います。
① 国民健康保険制度の運用	・ 特定健診・特定保健指導の実施などによって医療費の適正化を図るとともに、被保険者への啓発活動など、制度への理解促進の取り組みを強めます。
② 高齢者医療制度の周知	・ 広報活動をいっそう徹底し、被保険者に対して制度の周知・理解と適切な利用促進を図るとともに、保険料の確実な徴収を図っていきます。
③ 福祉医療費の助成	・ 重度心身障害者、重度心身障害者老人、ひとり親家庭などを対象に医療保険適用医療費の自己負担額の一部もしくは全部を助成します。

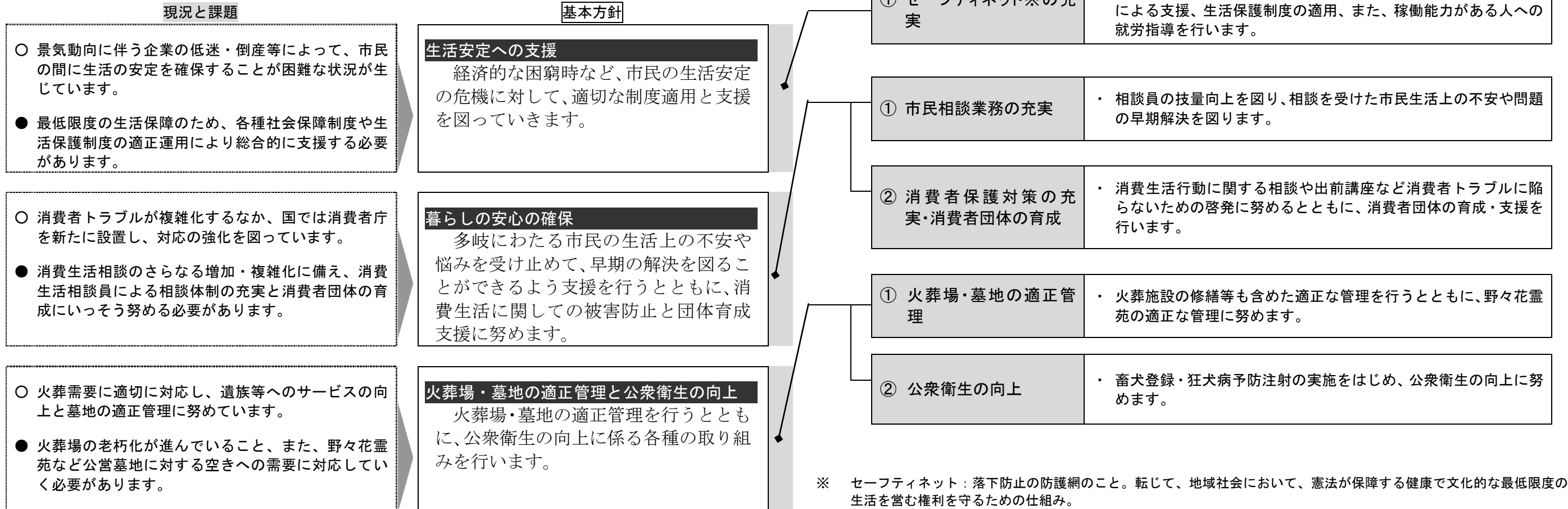
私たちの達成目標と行動の指針

		市民の健康づくり				医療保険制度等の適正運用			
達成目標		 <p>自ら健康づくりに取り組む人が増える！</p>				 <p>医療保険制度が健全に運用されている！</p>			
	指標	健康推進員が実施する事業への参加者数（千人 [延べ]）				特定健康診査受診率（%）			
		H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
		18.7	20.0	21.2	22.5	27.2	50.0	60.0	65.0
	担当課		健康増進課		担当課		保険年金課		
行動の指針	行政	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康に関する情報提供などの啓発活動を積極的に行います。 地域医療体制の充実に寄与するため、関係機関と連携していきます。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> 学区・地区単位で健康推進員を配置します。 				<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化の推進や加入者の健康管理意識の高揚を図るとともに、市民が制度に混乱しないよう、広報活動などきめ細かな対応を図ります。 医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減します。 特定健診とがん検診の同時実施の推進や、受診しやすい健康診査体制の整備により、受診率の向上を図ります。 			
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> 自分の健康は自分で守るという意識を持ち、行動します。 健康に関する正しい知識、よりよい生活習慣を身につけます。 “コンビニ感覚”で、時間外や夜間に医療機関を安易に利用することを控えます。 <p>（健康推進員等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康についての正しい知識を普及啓発し、行政と地域のパイプ役として協力を行います。 地域で健康づくりや健康増進の取り組みをいっそう進めます。 				<ul style="list-style-type: none"> 医療保険制度への理解を深めます。 			
	事業者等	<p>（医療関係者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> みずからが持つ知識や技術等を提供し、市民の健康づくりを支援します。 							

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
市民の健康づくり	① 健康づくり運動の展開	マ	食育推進事業	健康増進課
	② 疾病予防対策の強化	マ	健康診査事業	健康増進課
	③ 地域医療体制の充実支援	主	休日急病診療所管理運営事業	健康増進課
医療保険制度等の適正運用	① 国民健康保険制度の運用	主	国民健康保険レセプト点検・医療費通知事務	保険年金課
		主	特定健康診査事業	保険年金課
		主	特定保健指導事業	保険年金課
		主	国保税賦課事務	税務課
	② 高齢者医療制度の周知	主	後期高齢者医療保険料徴収事務	保険年金課
	③ 福祉医療費の助成	主	重度心身障害者老人等福祉医療助成事業	保険年金課
主		心身障害者福祉医療助成事業	保険年金課	


生活安心



※ セーフティネット：落下防止の防護網のこと。転じて、地域社会において、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守るための仕組み。

■この分野の計画
・ 草津市食の安全アクションプログラム（平成 18 年度～平成 22 年度/生活安心課）

私たちの達成目標と行動の指針

		生活安定への支援	暮らしの安心の確保	火葬場・墓地の適正管理と公衆衛生の向上	
達成目標					
		最低限の生活が保障されている！	安心して消費生活ができる！	飼い犬はすべて狂犬病の予防注射を行っている！	
	指標	自立を理由として生活保護を廃止したケースの比率 (%)	消費生活相談件数 (件)		狂犬病予防接種率 (%)
		H. 21 H. 22 H. 23 H. 24	H. 21 H. 22 H. 23 H. 24	H. 21 H. 22 H. 23 H. 24	H. 21 H. 22 H. 23 H. 24
5.0 5.0 5.0 5.0		768 1,090 1,090 1,090	66.9 70.0 70.0 70.0		
	担当課 社会福祉課	担当課 生活安心課	担当課 生活安心課		
行動の指針	行政	(施策展開において) ○ 健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立生活の確立に向けた援助を行います。	(施策展開において) ○ 消費生活についての情報収集を行い、市民啓発に努めます。 (協働の視点) ○ 消費者団体の活動を支援します。	(施策展開において) ○ 狂犬病予防注射接種率の向上に向けた啓発を行います。	
	市民・地域	○ 生活困窮時に、生活保護制度などを活用して、自立生活の確保に努めます。 (民生委員児童委員等) ○ 地域において、生活に困難を抱える人に対する積極的な相談・支援を行います。	○ 日常生活における課題の多様化や高度化に対応できるように、必要な知恵と知識を身につけます。	○ 飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせます。	
	事業者等		(関係機関) ○ 国県等の関連諸機関の連携を密にする中で、消費生活等に係る情報の共有を図ります。	(獣医師会) ○ 狂犬病対策等において、行政との連携を密にします。	

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称		名称
生活安定への支援	① セーフティネットの充実	主	生活保護事業	社会福祉課
		主	就労支援相談員配置事業	産業労政課
暮らしの安心の確保	① 市民相談業務の充実	主	市民相談室運営事業	生活安心課
		主	消費者教育推進事業	生活安心課
	② 消費者保護対策の充実・消費者団体の育成	主	消費生活相談啓発事業	生活安心課
		主	食の安全推進事業	生活安心課
火葬場・墓地の適正管理と公衆衛生の向上	① 火葬場・墓地の適正管理	主	火葬場管理運営事業	生活安心課
		主	野々花霊苑管理事業	生活安心課
	② 公衆衛生の向上	主	畜犬対策事業	生活安心課

防犯・防災

現況と課題

○ まちづくりの基本として市民生活の安心を守っていくため、地震や火事等の災害に対するまちの備えを強化充実させてきています。

● 都市基盤整備による防災機能の強化や建築物の耐震化を図るとともに、市民意識の高揚と防災・消防体制の強化充実が求められています。

○ 市民一人ひとりの防犯意識と、地域コミュニティの醸成による犯罪抑止力の向上を図ることで、犯罪のないまちづくりを進めてきています。

● 市民の防犯意識のいっそうの向上と地域防犯活動の展開、また、不安箇所の解消等によって犯罪を未然に防ぐまちづくりをさらに進める必要があります。

○ 市内に、排水能力が不足している河川が存在していることから、大雨時に河川の氾濫が危惧されます。

● 重点整備による効率的な整備が必要ですが、雨水排除に重要となる一級河川整備の進捗の遅れが、雨水整備計画の支障となっています。

基本方針

災害に強いまちづくり

市民の防災意識の高揚と自主防災体制の確立、また、常備・非常備消防の充実、危機管理体制の強化を図るなど、災害に強いまちづくりを進めていきます。

犯罪のないまちづくり

地域防犯活動の展開を充実させながら市民の防犯意識の高揚を図り、犯罪のないまちづくりを進めていきます。

治水対策

河川・排水路の適切な整備と管理による治水対策を行います。

施策


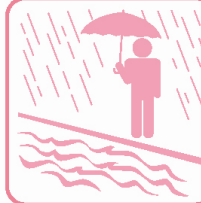
概要

① 自主防災体制の確立と市民意識の高揚	・ 自主防災組織や災害ボランティアの育成等を進め、防災訓練や防災マップ更新、災害時要援護者避難支援プランの策定等を通じて、自助・共助の防災意識の高揚を図ります。
② 災害に強い都市基盤の整備	・ 公共施設や住宅の耐震化・不燃化の促進と密集住宅市街地の解消などにより、災害に強い都市基盤づくりを進めます。
③ 消防体制の充実	・ 消防・防災体制に係る人的資源の充実を図るとともに、消防活動に必要な設備の整備や維持を行い、迅速・確実な活動を確保し、また、業務の広域化により効率化に努めます。
④ 地域防災体制の強化	・ 災害時に即応できる防災体制と情報伝達体制等を確立・強化するほか、計画的な備蓄確保や防災拠点・避難所等の整備などに努めます。
① 自主防犯活動の展開と市民意識の高揚	・ 学（地）区単位の防犯組織や防犯ボランティア団体などへの活動支援や地域防犯マップの作成など、地域における自主防犯活動の展開を通じて市民の防犯意識の高揚に努めます。
② 防犯設備の維持・整備	・ 防犯灯の設置および維持、また、防犯設備の設置促進などにより、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めていきます。
① 河川・排水路の整備	・ 河川・排水路の適切な整備により、まちの雨水排水能力の向上と浸水の防除を図るとともに、一級河川の早期整備に向けて取り組みます。
② 公共下水道雨水幹線の整備	・ 大雨による家屋等の浸水被害の軽減・未然防止を図るため、雨水排水路を整備します。

■この分野の計画

- ・ 草津市国民保護計画（平成 18 年度～/危機管理課）
- ・ 草津市地域防災計画（危機管理課）
- ・ 草津市既存建築物耐震改修促進計画（建築課）

私たちの達成目標と行動の指針

	災害に強いまちづくり	犯罪のないまちづくり	治水対策	
達成目標	 地域防災の意識が高い！	 犯罪認知件数が減る！	 治水対策が進んでいる！	
	自主防災組織率 (%)		犯罪認知件数 (件)	
	H. 21 H. 22 H. 23 H. 24		H. 21 H. 22 H. 23 H. 24	
	87.7 93.1 95.6 98.0		2,000 1,500 1,000 1,000	
指標	自主防災組織率 (%)		雨水排水路整備率(進捗/計画) (%)	
	H. 21 H. 22 H. 23 H. 24		H. 21 H. 22 H. 23 H. 24	
	87.7 93.1 95.6 98.0		62.1 66.4 67.8 68.2	
	担当課 危機管理課		担当課 河川課	
行政	(施策展開において) ○ 消防・防災施設の整備を進め、防災体制の強化を図ります。 ○ 他都市や民間企業との防災協定により相互協力体制を構築します。 (協働の視点) ○ 各家庭や自主防災組織での自助・共助の取組みを支援します。	(施策展開において) ○ 防犯灯などの防犯設備の設置、維持管理を行います。 ○ 警察、関係機関との連携による防犯活動を展開します。 ○ 市民への防犯情報の提供等に努めます。 (協働の視点) ○ 市民の防犯意識向上のための啓発活動、研修会等を実施します。	(施策展開において) ○ 市民等からの意見や要望を反映し、計画的に事業実施を図ります。	
	市民・地域	○ 災害用備蓄や住宅の耐震補強など家庭での防災対策を進めます ○ 自主防災組織を結成し、災害に強い地域づくりを進めます。 ○ 消防団への入団や、協力を通じて地域防災力を高めます。	○ 一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という防犯意識を持ちます。 ○ 家庭や地域でルールやモラルを再確認し、規範意識を高めます。 ○ 町内会、学(地)区などで地域防犯活動の実施や参加・協力をするとともに、町内会で防犯灯など防犯設備の設置に取り組みます。	○ 地域ぐるみの河川愛護の活動(浚渫・草刈り等)に自主的に取り組みます。
		事業者等	○ 防災協定等により災害発生時における市との協力体制(物的・人的・技術的支援)を構築します。 ○ 災害発生時のボランティア活動への協力などに努めます。 ○ 事業所での防災組織の設置や消防団活動への積極的な参加に努めます	(商業者等) ○ 店舗等における青少年健全育成の取組みや防犯用品の販売等を行います。 ○ 社会貢献として防犯活動に参加・協力します。

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
災害に強いまちづくり	① 自主防災体制の確立と市民意識の高揚	主	自主防災組織育成事業	危機管理課
		リ	防災対策事業	危機管理課
		主	水防訓練事業	河川課
	② 災害に強い都市基盤の整備	主	建築物等確認事務	建築課
		主	木造住宅耐震化助成事務	建築課
		主	震災避難経路整備促進事業	建築課
		主	狹隘道路整備促進事業	建築課
	③ 消防体制の充実	主	消防施設整備事業	危機管理課
		主	広域組合負担金(消防費)	危機管理課
	④ 地域防災体制の強化	主	消防団活動事業	危機管理課
主		大雨警報警戒体制事業	河川課	
犯罪のないまちづくり	① 自主防犯活動の展開と市民意識の高揚	主	地域安全連絡協議会補助事業	危機管理課
		主	防犯対策事業	危機管理課
	② 防犯設備の維持・整備	主	防犯灯維持管理事業	危機管理課
主		防犯灯設置費補助事業	危機管理課	
治水対策	① 河川・排水路の整備	主	河川維持補修事業	河川課
		リ	河川改修事業(親水性河川整備事業)	河川課
	主	国・県河川整備対策事業	都市再生課	
② 公共下水道雨水幹線の整備	主	公共下水道事業(雨水)	河川課	

うるおい・景観

現況と課題

- 市域の広範囲で開発事業による宅地化が進んでいますが、市民がやすらぎと憩いを得られる場所が不足しています。
- 総合公園から街区公園まで、利用目的に応じた公園の整備が求められるとともに、まちなみに緑を増していくことが求められています。

- 優れた景観は、市民の心に安らぎやゆとりをもたらすだけでなく、この地を訪れる人にまで感動を与える市民共通の財産です。

- 歴史的・文化的資産を生かした景観、自然景観などを保全・活用するとともに、良好なまちなみ・都市景観の創出を進めていく必要があります。

基本方針

やすらぎ・憩いの環境づくり

公園・緑地の整備充実を図るとともに、まちなみ緑化や水辺空間の整備・活用を図って、まちに“うるおい”をつくっていきます。

良好な景観の保全と創出

自然的・歴史的景観の保全・活用、良好な都市景観の創出について、その景観資源に携わる人の営み（文化・生活）を含めた多面的な観点からの取り組みの推進を図っていきます。

施策



概要

① 公園・緑地の整備	・ 緑の基本計画に基づき、緑化重点地区と都市公園の整備を進めるとともに、子どもの居場所の適切な整備を行います。
② まちなみ緑化の推進	・ 建物屋上や壁面、駅前、それぞれの住宅などの緑化を促進するとともに、緑化フェア等を通じて普及啓発を行います。
③ 水辺空間の活用	・ 恵まれた水辺環境を、まちと市民生活のうるおい資源・親水空間として整備し生かしていきます。
④ 草津川廃川敷地の活用	・ 草津川廃川敷地について、自然と調和した市民の憩いの場、“まちなか”の安全空間としての活用を図るため、市民、関係機関等との協議・調整を行い、整備を進めます。
① 自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成	・ 宿場と街道のまちなみ形成を図るなど良好な景観の保全と創出に努めるとともに、良好な都市景観の形成を誘導・促進します。

この分野の計画

- ・ 緑の基本計画（平成23年度～平成32年度/公園緑地課）
- ・ 草津市景観形成基本計画（平成元年度～/環境課）

私たちの達成目標と行動の指針

		やすらぎ・憩いの環境づくり				良好な景観の保全と創出			
達成目標		 <p>市民が利用できる公園・緑地が増える！</p>				 <p>誰もが快適で心地よいと感じる場所が増える！</p>			
	指標	公園・緑地面積 (ha)				市内および居住地周辺の景観に好感が持てると感じる市民の割合 (%)			
		H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
		62.6	64.5	64.6	64.7	27.5	28.0	28.0	31.0
	担当課	公園緑地課		担当課	都市計画課				
行動の指針	行政	(施策展開において) ○ 公園・緑地の活用のあり方を再検討し、市民ニーズに応える公園・緑地の整備を推進します。 (協働の視点) ○ 市民との協働により、公園・緑地を計画的に整備します。				(施策展開において) ○ 統一感とゆとりのある都市景観づくりに努めます。 (協働の視点) ○ 良好な景観の創出の具体的な取り組みとなる、地区計画※等の制度の活用を促進します。			
	市民・地域	○ 利用者の立場で公園整備に参加します。 ○ 公園の維持管理に対して積極的に役割を果たします。				○ 生活者の立場から、快適で心地よい地域の空間づくりに努めます。			
	事業者等	(企業・大学等) ○ 公園整備、管理のあり方について研究、実践を行います。				(企業・大学等) ○ 企業や大学等において、快適で心地よいと感じる空間づくりに取り組みます。			

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
やすらぎ・憩いの環境づくり	① 公園・緑地の整備	主	ロクハ公園整備事業	公園緑地課
	② まちなみ緑化の推進	主	花街道推進事業	公園緑地課
		リ	緑化を推進する市民運動展開事業	公園緑地課
	③ 水辺空間の活用	主	草津川緑地整備事業	公園緑地課
主		平湖・柳平湖利活用等検討事業	企画調整課	
良好な景観の保全と創出	① 自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成	マ	草津川跡地利用構想促進事業	企画調整課
		主	地域街なみ形成推進事業	都市計画課
		リ	うるおいネットワーク推進事業	企画調整課
		主	風致地区審査事務	公園緑地課

※ 地区計画：街区単位できめ細かな市街地像を実現していく制度であり、安全で快適な街並みの形成や、良好な環境の保全などを目的に、地区単位の整備目標、土地利用、地区施設、建築物等の整備に関する方針や計画を、都市計画法に基づいて定めたもの。

現況と課題

○ 生物多様性に配慮した開発・まちづくりが、ひいては、人とまちにうるおいと豊かさをもたらすことが、広く認知されてきています。

● 自然の一部として人がこの地に生きるうえで、もともとある地形や生物多様性に十分な配慮をすることが求められます。

○ 次世代を担う子どもを主な対象として、総合的な環境学習の展開を進めています。

● 持続可能な社会実現のため、環境学習の重要性がますます高まっており、「くさつエコ・ミュージアム」のいっそうの充実・活用が求められます。

○ 温暖化防止条例（「愛する地球のために約束する草津市条例」）の施行を受け、温暖化対策地域推進計画に基づく諸施策を実施しています。

● 低炭素社会※の実現を目指し、地球温暖化対策についての周知・広報に努めるとともに、省エネルギー、新エネルギー利用の促進を図ります。

○ イベント等を通じ、市民のリサイクル、ごみ減量・資源化の推進や環境美化の推進を図るとともに、廃棄物の適正処理を行ってきています。

● 資源有効活用についての啓発、指導等を積極的に行って市民の意識を高め、実践行動をさらに促進していく必要があります。

○ 必要な環境調査・環境影響評価等を実施し、公害規制基準の遵守と公害リスクの管理を行ってきています。

● 住工混在地域での騒音、悪臭など、生活に身近な環境公害が増えてきています。

基本方針

自然とともに生活する環境づくり
丘陵地から琵琶湖までの変化に富んだ自然条件に息づく生態系に配慮して環境保全に努めるとともに、市民が自然とふれあう機会の充実を図ります。

環境学習の充実
環境学習の充実を図るため、地域の資源を生かした、「くさつエコ・ミュージアム」を推進し、発信します。

地球温暖化対策への貢献
様々な主体が参画するプラットフォーム（基盤組織）「草津市地球冷やしたい推進協議会」の活動推進、また、省エネルギーと新エネルギー利用の推進を図り、地球温暖化対策へ貢献します。

資源循環型社会の構築と廃棄物の適正処理
発生抑制・資源化の推進、廃棄物の適正処理対策など、資源循環型社会の構築に向けた取り組みを進めていきます。

環境汚染・公害への適切な対策
環境汚染等の調査や環境負荷低減のための事業所等への指導などにより、環境汚染・公害への適切な対策を図ります。

※ 低炭素社会：二酸化炭素の最終的な排出が少ない産業・生活システムによる社会のこと。


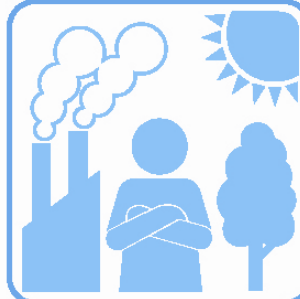



- この分野の計画
- ・ 草津市景観形成基本計画（平成元年度～/環境課）
 - ・ “草津市地球冷やしたい”プロジェクト<草津市地球温暖化対策地域推進計画>（平成20年度～/環境課）
 - ・ ごみ処理基本計画（平成22年度～平成33年度/ごみ減量推進課）
 - ・ 草津市環境基本計画（平成12年度～/環境課）
 - ・ 草津市の自然と人との共生をすすめる施策の推進計画（平成21年度～/環境課）

施策

概要

① 生態系の保全	・ 「草津市の自然と人との共生をすすめる施策の推進計画」に基づいて、緑地・水辺等の保全、保護樹木の指定や自然環境保全地区の充実に努めます。
② 自然環境とふれあう機会の充実	・ 自然観察会や身近な植生・生物調査などを通じて、市民が自然とのふれあいを楽しめる機会の充実を図ります。
① 環境学習の拠点づくり	・ 「くさつエコ・ミュージアム」の充実・活用を図るとともに、様々な主体による環境学習等の活動が増加し活発化していくための仕組みを整えていきます。
② 環境学習の内容充実	・ 環境学習等に関わる様々な活動情報を提供・発信できる場づくりや、環境学習に取り組む人・団体などの活動支援を図ります。
① 様々な主体が参画するプラットフォームの構築	・ 様々な主体が参画する「草津市地球冷やしたい推進協議会」のネットワークを拡充させ、地球温暖化対策を積極的に推進します。
② 省エネルギーと新エネルギー利用の推進	・ 省エネルギーに配慮した生活・事業活動を促進し、省エネ機器の普及を図るとともに、自動車の利用についても環境面から見直します。また、太陽光発電など新エネルギーの利用を推進していきます。
① 発生抑制・資源化の推進	・ ごみ収集方法を見直すなど、3R活動（ごみの減量・再利用・再資源化）を推進し、ごみの減量と資源の有効活用に努めます。
② ごみの適正処理	・ 処理方法に適した分別方式や、ごみ量に応じた収集体制を整備するとともに、発生するごみを適正に処理するため、各種施設を計画的に整備します。
③ し尿の適正処理	・ 湖南広域行政組合において、し尿を適正に処理し、生活環境の保全を図ります。
④ 環境美化の推進	・ 不法投棄ごみ、散在性ごみの解消に向けて、定期的なパトロール実施のほか、市民・事業者・行政等が協力し、環境美化に努めます。
① 環境汚染等の調査	・ 大気や河川水質等に係る環境調査や土壌汚染、地下水汚染調査を継続的に実施します。
② 事業所等からの環境負荷対策	・ 環境負荷の低減のため、事業所等の適切な指導に努めます。

私たちの達成目標と行動の指針

		自然とともに生活する環境づくり	環境学習の充実	地球温暖化対策への貢献	資源循環型社会の構築と廃棄物の適正処理	環境汚染・公害への適切な対策													
達成目標		 多種多様な生物が生息する空間が増える！	 環境学習に参画する団体が増える！	 地球温暖化対策に関する市民活動が活発である！	 家庭や事業所からでるごみの量が減る！	 環境基準が常に達成されている！													
	指標	自然環境保全地区（地区）		こども環境会議参加団体数（団体）		地球温暖化対策に取り組む市民の割合（％）		ごみの資源化率（％）		環境管理基準（BOD※）の達成状況（達成回数／測定回数）									
		H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24		
		15	15	15	17	55	57	59	61	54.9	57.0	59.0	61.0	15.6	15.7	22.3	22.5	16/18	24/24
	担当課		環境課		担当課		環境課		担当課		ごみ減量推進課		担当課		環境課				
行動の指針	行政	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の自然環境の状況を把握し、自然環境を保全するための取り組みを進めていきます。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境を守る活動に関係する、市民、事業者、団体等の交流の機会をつくっていきます。 	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次世代を担う子どもを中心に、市民、事業者との連携により環境学習の充実を図ります。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民、事業者、団体等の交流機会を提供します。 	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民、事業者等の自主的な取り組みを進めるための重点アクション等の仕組みづくりおよび啓発を行います。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な主体が参画する、地球温暖化対策に係るプラットフォームの充実を図ります。 	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関連施設や収集体制の計画的な整備を行い、廃棄物の適正処理体制を安定的に確保していきます。 ○ 散在性ごみ等への対策のため、定期的なパトロールを行います。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民がごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組めるよう啓発活動や各種事業の充実を図ります。 ○ 散在性ごみ等の発生抑制や回収活動を市民とともにを行います。 	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境リスク対策についての情報提供や事業所の監視を強化します。 ○ 環境基準の定期的な調査を継続して実施します。 													
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境保全に関わって活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な環境学習・啓発イベント等に参加するとともに、主体となって参加、実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近で自らできる地球温暖化対策に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの減量・リサイクル活動に取り組むとともに、各種啓発事業にも積極的に参加します。 ○ ごみの出し方のルールを守り、分別の徹底に協力します。 ○ 不法投棄をはじめ、散在性ごみの発生抑制や回収活動を行い、地域の環境美化に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活型公害対策に自ら取り組みます。 													
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性に配慮した敷地内緑化や地域と連携した社会貢献活動に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域環境を大切にするため、地域と連携した社会貢献活動に取り組めます。 ○ 行政が取り組む環境学習の展開について、積極的に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主的に省エネ対策、新エネルギー利用、緑化推進を行います。 ○ 省エネ製品の研究・開発を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の行うごみ減量化等の取り組みや地域の活動に積極的に協力します。 ○ 資源循環型社会を担う役割と社会的責任を認識し、ごみの減量・資源化を実践します。 	<p>（大学・UNEP※等の研究機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな物質による環境リスク対策に向け、行政と連携を図ります。 ○ 自ら率先して公害対策に取り組めます。 													

※ BOD：生物化学的酸素要求量。水質指標のひとつ。水中の有機物等の量を、その酸化分解に微生物が必要とする酸素の量で表したものの。

※ UNEP：国連環境計画。本市には、その国際環境技術センターが立地している。

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
自然とともに生活する環境づくり	① 生態系の保全	主	自然環境保護事業	環境課
	② 自然環境とふれあう機会の充実	主	自然環境保全啓発推進事業	環境課
環境学習の充実	① 環境学習の拠点づくり	リ	環境学習推進事業	環境課
		リ	地域環境活動支援事業	環境課
		リ	くさつエコ・ミュージアム活用事業	環境課
	② 環境学習の内容充実	主	環境学習交流・発信事業	環境課
地球温暖化対策への貢献	① 様々な主体が参画するプラットフォームの構築	主	地域協議会運営事業	環境課
		主	自動車対策事業	環境課
	② 省エネルギーと新エネルギー利用の推進	主	省エネルギー対策事業	環境課
主		新エネルギー対策事業	環境課	
資源循環型社会の構築と廃棄物の適正処理	① 発生抑制・資源化の推進	マ	廃棄物減量推進事業	ごみ減量推進課
		主	ごみ問題を考える草津市民会議活動推進事業	ごみ減量推進課
		マ	資源回収促進補助事業	ごみ減量推進課
		マ	生ごみ処理容器等購入補助事業	ごみ減量推進課
		主	ビン類ごみ処理事業	クリーンセンター
		主	ペットボトル処理事業	クリーンセンター
		主	クリーンセンター見学・学習啓発事業	クリーンセンター
	② ごみの適正処理	主	ごみ類収集運搬事業	ごみ減量推進課
		主	資源ごみ類収集運搬事業	ごみ減量推進課
		主	廃棄物処理施設整備事業	廃棄物処理施設建設準備室
		主	普通ごみ処理事業	クリーンセンター
	③ し尿の適正処理	主	湖南広域行政組合運営事業	ごみ減量推進課
	④ 環境美化の推進	主	ボランティア清掃ごみ回収事業	ごみ減量推進課
		マ	不法投棄・粗大ごみ回収事業	ごみ減量推進課
環境汚染・公害への適切な対策	① 環境汚染等の調査	主	環境調査事業	環境課
	② 事業所等からの環境負荷対策	主	事業所等指導事業	環境課

住宅・住生活

現況と課題

- 昭和40年代から住宅開発が大きく進み、近年は大学の立地もあいまって、JR 駅周辺を中心とした“まちなか”の市街地整備と住宅開発が続いています。
- 成熟の段階を迎えた既成市街地の良好な環境を守るとともに、ゆとりとうるおいある市街地整備・住宅開発を誘導していく必要があります。

- “まちなか”では、計画的な市街地整備が進む一方で木造住宅の密集した地区もあり、防災面も含めて、複合的な課題が残された居住環境となっています。
- JR 草津駅東地区等の密集した市街地において、都市基盤整備と都市機能の更新を図り、“まちなか”の居住環境の質的向上を図っていく必要があります。

基本方針

住まいと住生活の魅力向上
 住まいと住生活の安心や魅力を高めるため、良質な住宅資産・良好な市街地の形成を誘導するとともに、近隣相互の関わり合いによる地域づくりが行われるよう支援します。

“まちなか”の魅力向上
 本市の“まちなか”の価値と魅力をさらに高めるため、JR 駅周辺の市街地の整備をはじめ、総合的な視点から生活利便性のさらなる向上を進めていきます。

施策

概要

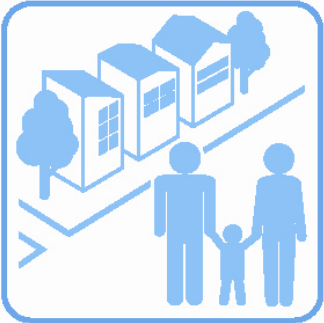

① 良質な住宅資産の形成	・ 公営住宅の計画的な建替・改修を行うとともに、民間事業者と連携によって市内の住宅資産の質の向上を図ります。
② 市街地の整備と土地利用の適切な誘導	・ 都市機能の再構築と密集市街地の改善など市街地の整備を進めるとともに、土地の高度利用を含め、適切な土地利用の誘導を図っていきます。
③ 近隣とともにつくる住生活への支援	・ 地域づくりの市民活動と連携し、大規模開発の抑制や建築協定※、景観協定※等の諸制度を活用した快適な住生活づくりを支援します。
① 魅力的な“まちなか”づくり	・ 市民生活に対して魅力ある“まちなか”づくりを前提としながら、草津のまちを歩き交う人からも憧れや親しみを集めるよう、“まちなか”の質的向上を総合的に図っていきます。

- ※ 建築協定：一定の区域の住民が全員の合意によって、建築基準法に上乗せした建築の制限を設け、互いにこの基準に従うことを約束する制度。
- ※ 景観協定：土地や建物の持ち主などがつくった都市景観を形づくる建物、広告、樹木などのルールを、市長が認定する制度。強制力がない反面、内容は自由。

■この分野の計画

- ・ 草津市建築物安全安心実施計画（平成16年度～平成22年度/建築課）
- ・ 草津市既存建築物耐震改修促進計画（平成20年度～平成27年度/建築課）
- ・ 草津市住宅マスタープラン（平成10年度～平成22年度/住宅課）
- ・ 草津市都市計画マスタープラン（平成18年度～平成32年度/都市計画課）
- ・ 草津市将来道路網基本計画（平成6年度～平成22年度/都市計画課）
- ・ 草津駅東地域市街地総合再生計画（平成10年度～/都市計画課）

私たちの達成目標と行動の指針

		住まいと住生活の魅力向上				“まちなか”の魅力向上			
達成目標		 <p>誰もが住みたい・住み続けたいと感じる、魅力と安心がある！</p>				 <p>“まちなか”に人がつどい、ゆっくり楽しんでいる！</p>			
	指標	良好な居住環境が形成されていると感じる市民の割合 (%)				“まちなか”に魅力があると感じる市民の割合 (%)			
		H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
		52.1	54.0	56.0	58.0	18.3	19.0	19.0	22.0
	担当課		住宅課		担当課		都市再生課		
行動の指針	行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ゆとりとうるおいがあり、環境に配慮したライフスタイルを実現できるよう、市街地整備・住宅開発を誘導・指導します。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が安心して暮らせるように、住居等に関する情報の発信を進めます。 				<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ “まちなか”の魅力を高めて市全体の「元気」をつくる視点を重視し、市街地の整備と土地利用の適切な誘導を図っていきます。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地元関係者も含めた中で、将来の“まちなか”のビジョンを共有していきます。 			
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の特性に応じた、ゆとりとうるおいのある良質な住宅・住環境をつくり、守り、育てます。 				<ul style="list-style-type: none"> ○ “まちなか”の魅力をつくる主役となって、考え、行動していきます。 			
	事業者等	<p>(開発事業者・建設事業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地整備・住宅開発において、ゆとりとうるおいづくり、環境への配慮に努めます。 				<p>(商店街等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者間の連携も強めながら、市民・地域と一体となった取り組みの展開を図ります。 			

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称		担当課
住まいと住生活の魅力向上	① 良質な住宅資産の形成	主	公営住宅建設事業	住宅課
	② 市街地の整備と土地利用の適切な誘導	主	都市計画推進事業	都市計画課
		主	市街地再開発街づくり推進事業	都市計画課
		主	開発審査事務	開発調整課
③ 近隣とともにつくる住生活への支援	主	市営住宅運営事業	住宅課	
“まちなか”の魅力向上	① 魅力的な“まちなか”づくり	リ	中心市街地再生計画推進事業	都市再生課

上下水道

現況と課題

- 本市の水道は昭和 39 年から一部給水を開始し、人口急増に対応しながら拡張事業を着実に進め、概ね 100%の普及率となっています。
- 老朽化が進む初期に整備した水道管や施設の更新・耐震化を推進し、適切な維持管理を行うことが最大の課題となっています。

- 快適な暮らしを実現し、琵琶湖を取り巻く水環境を守るために、市民・事業者等がすべて下水道に接続し、適正に管理することが大切です。
- 未整備地域があとわずかとなった今、下水道施設の普及促進と老朽化した施設の更新や機能強化などの適切な維持管理が求められます。

基本方針



水の安定供給
 水の安定供給のため、上水道施設の整備・更新・適切な維持管理を行うとともに、健全な事業経営を行います。

汚水の適正処理
 汚水の適正処理のため、市内未水洗化世帯の下水道への早期接続を促していくとともに、下水道施設の整備と適切な維持管理を行います。

- この分野の計画
- ・ 水道水質検査計画（平成 17 年度～/浄水課）※毎年度更新
 - ・ 水道事業中期経営計画（策定予定）（平成 23 年度～平成 27 年度/上下水道総務課、上水道課、浄水課）
 - ・ 草津市地域水道ビジョン（策定予定）（平成 23 年度～平成 33 年度/上下水道総務課、上水道課、浄水課）
 - ・ 公共下水道事業第 6 期経営計画（平成 19 年度～平成 23 年度/上下水道総務課、下水道課）
 - ・ 公共下水道長寿命化計画（策定予定/下水道課）
 - ・ 公共下水道総合地震対策計画（策定予定/下水道課）

施 策	概 要
① 上水道施設の整備・更新	・ 上水道の配水管や導水管、浄水場などの施設について、整備・更新を計画的に実施します。
② 上水道施設の適切な維持管理	・ 質的・量的な水の安定供給を堅持するため、各施設の適切な維持管理を行います。
③ 水道事業の健全経営	・ 経営の効率化を図り、適正な料金設定とするとともに、健全な事業経営を行います。
① 水洗化の促進	・ 下水道供用開始区域内の未水洗化世帯に対して、下水道への早期接続を促していきます。
② 下水道の整備と維持管理	・ 計画に基づいて下水道整備を進めるとともに、市民が安心して下水道を使えるよう施設の適切な維持管理を行います。
③ 農業集落排水施設の維持管理	・ 施設の適切な維持管理を行います。

私たちの達成目標と行動の指針

		水の安定供給				汚水の適正処理			
達成目標		 エコにも配慮したローコストで安心・安全な水を、いつでも利用できる！				 市内の水洗化が完了する！			
	指標	水の安定供給に対して不満を感じている市民の割合 (%)				水洗化率 (処理区域内水洗化人口 / 処理区域内人口) (%)			
		H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
		5.9	5.9	5.4	4.9	93.2	93.8	94.4	95.0
	担当課		上下水道総務課		担当課		下水道課		
行動の指針	行政	(施策展開において) ○ 上水道施設の整備や老朽施設の更新を計画的に行うとともに、適切な維持管理を行います。 ○ 水道事業の持続的な運営に向けて、効率的な経営に努め、経営基盤の強化を図っていきます。 (協働の視点) ○ 水源の保全や節水・エコライフなどにつながる情報提供等に努めます。				(施策展開において) ○ 未整備地域の解消に努めます。 ○ 下水道施設の性能が落ちないように維持管理を効率的に行います。 (協働の視点) ○ 下水道の正しい使い方を啓発し、未接続の建物については、接続を促します。			
	市民・地域	○ 水の大切さを知り、水源である琵琶湖の水質を守って生活し、節水に努めます。 ○ 給水装置を適切に管理します。				○ 宅内の排水設備を定期的に清掃します。 ○ 下水処理に負荷をかけないように、油や固形物などを下水道に流さないようにします。			
	事業者等	○ 水道施設の適切な管理を行うとともに、水源である琵琶湖の水質を守って事業を行います。				○ 工場などの排水設備を適正に維持管理します。 ○ 排水の水質を定められた範囲に保ちます。			

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
水の安定供給	① 上水道施設の整備・更新	主	導水管整備更新事業	上水道課
		主	配水管更新事業	上水道課
		主	浄水場施設整備事業	浄水課
	② 上水道施設の適切な維持管理	主	上水道施設修繕事業	上水道課
		主	上水供給事業	浄水課
	③ 水道事業の健全経営	主	水道経営事務	上下水道総務課
汚水の適正処理	① 水洗化の促進	主	水洗便所改造資金貸付事業	下水道課
	② 下水道の整備と維持管理	主	一般汚水公共下水道維持管理事業	下水道課
		主	一般汚水公共下水道整備事業	下水道課
③ 農業集落排水施設の維持管理	主	農業集落排水維持管理事業	下水道課	

道路・交通

現況と課題

- 主要幹線道路における交通量の増加と整備の遅れ等によって慢性的な交通渋滞が生じており、生活道路への交通流入量も増加傾向にあります。
- 主要幹線道路および生活道路、また、歩道・自転車道等の、計画的・体系的な整備と安全で快適な道路空間の整備が求められています。

- 公共交通空白地等の解消、移動制約者の生活交通の確保などの課題に対し、「草津市地域公共交通活性化再生協議会」を設置し検討を進めています。
- 市民・来訪者の移動利便性・生活利便性を高めるため、新たな公共交通システムを整備していく必要があります。

- 公共公益的な建築物等に対してバリアフリー化を指導していますが、県の条例に強制力がないことから、整備が進まない状況にあります。
- 今後とも、継続的かつ精力的にバリアフリー化の促進を図り、指導を行うとともに、市内移動の円滑化を進めていく必要があります。

基本方針

安全で快適な道路づくり
 広域主要幹線道路から生活道路、歩道・自転車道まで、円滑な移動のための整備を計画的に進めるとともに、道路空間の安全性・快適性を高めていきます。

公共交通体系の充実
 公共交通空白地・不便地の解消を図るとともに、公共交通機関による市内移動の利便性向上を図ります。


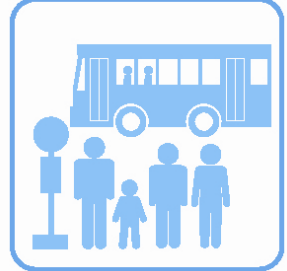

バリアのないまちづくり
 市内円滑移動のため、「バリアフリー基本構想」における重点整備地区内での特定事業の推進を図るとともに、サインやインフォメーションの充実に努めます。

■この分野の計画

- ・ 草津市バリアフリー基本構想（平成 22 年度～/交通政策課）
- ・ 草津市交通事故減少プラン（平成 22 年度～/交通政策課）

施策	概要
① 広域主要幹線道路等の整備促進	・ 県都市計画道路大津湖南幹線、山手幹線および栗東志那中線の整備、また、平野南笠線整備への早期着手を促進していきます。
② 幹線道路の整備	・ 市内の円滑移動に資する、都市計画道路（大江霊仙寺線）の整備に努めます。
③ 生活道路の整備	・ 市民生活に身近な、地域間および地域内の市道等の整備に努めます。
④ 歩道・自転車道等の整備	・ 歩行者や自転車利用者が安全かつ快適に移動できるよう、歩道や自転車道等の整備に努めます。
⑤ 安全で快適な道路空間の整備	・ 「交通事故減少プラン」を踏まえて、交通安全施設等の整備、歩車分離整備、放置自転車対策などを進めます。
① 公共交通の充実	・ JR 南草津駅への新快速の停車への働きかけ強化のほか、個別の要請に応じる乗り合いタクシー等の公共交通サービスの提供を検討します。
② 公共交通機関の利便性の向上	・ 交通結節における移動手段間の接続改善を図るとともに、JR 駅周辺の駐車・駐輪場の充実や市内の循環移動の確保に努めます。
① まちのバリアフリー化の促進	・ 段差解消や手すり設置など建築物等のバリアフリー化を促進するとともに、市内移動円滑化のため、低床車両の導入、わかりやすいサインやインフォメーションを充実させます。

私たちの達成目標と行動の指針

	安全で快適な道路づくり	公共交通体系の充実	バリアのないまちづくり
達成目標	 スムーズに通るでき、草津らしさを感じる道路景観がある！	 公共交通機関が便利で市内の移動がしやすい！	 車いすで“まちなか”を自由に移動できる！
	環状道路および主要な都市計画道路等の整備率（整備済延長／整備予定延長）（％）	公共交通機関の利便性に満足している市民の割合（％）	まちに障壁（バリア）が少ないと思う市民の割合（％）
指標	H. 21 H. 22 H. 23 H. 24	H. 21 H. 22 H. 23 H. 24	H. 21 H. 22 H. 23 H. 24
	65.6 66.5 66.5 66.5	33.4 40.0 43.0 45.0	21.5 23.0 24.0 25.0
行動の指針	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の交通基盤についての将来ビジョンを市民とともに描きながら、計画に基づく着実な整備促進等を図ります。 ○ 環境や景観に配慮した道路整備を推進します。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の意見等を反映できる場を提供できるよう努めます。 	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な公共交通手段の将来像を描くため、乗合タクシー実証運行等を行います。 	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「草津市バリアフリー基本構想」に基づいて重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化を推進します。
	<p>市民・地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民や地域の意見や要望を集約し、「地域の道づくり」について提案します。 ○ 道路清掃や草刈、駐車駐輪モラルの向上など、道路を守り大切に使うための市民活動の展開を図ります。 	○ 公共交通サービスを積極的に利用します。	
	<p>事業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産官学連携により、人にやさしく、安全で快適な利便性の高い交通基盤整備等に向けた相互の研究を推進します。 	○ 「公共交通の活性化」を共通の目標とし、事業者間の連携の強化に努めます。	<p>（建物所有者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建物建設時等において条例を踏まえるとともに、既存建築物についても、条例に適合する改修等に努めます。

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
安全で快適な道路づくり	① 広域主要幹線道路等の整備促進	主 国・県道路整備対策事業	都市再生課
	② 幹線道路の整備	リ 大江霊仙寺線整備事業	道路課
	③ 生活道路の整備	主 道路新設改良事業	道路課
	④ 歩道・自転車道等の整備	主 歩道新設拡幅整備事業	道路課
	⑤ 安全で快適な道路空間の整備	主 交通安全施設新設事業	道路課
		主 道路パトロール事業	道路課
		主 道路維持補修事業	道路課
		マ 交通安全啓発事業	交通政策課
		マ 放置自転車対策事業	交通政策課
	公共交通体系の充実	① 公共交通の充実	マリ 公共交通対策事業
マリ 南草津駅新快速停車促進事業			交通政策課
② 公共交通機関の利便性の向上		主 市営西口・西口第2自転車駐車場運営事業	交通政策課
		主 草津駅前地下駐車場運営事業	交通政策課
		主 草津駅東自転車駐車場管理運営事業	交通政策課
		主 南草津駅駐輪・駐車場運営事業	交通政策課
		主 南草津駅東口自転車駐輪場整備事業	交通政策課
バリアのないまちづくり	① まちのバリアフリー化の促進	マ バリアフリー基本構想推進事業	交通政策課

農林水産

現況と課題

○ 食と農への消費者の関心が高まる一方で、農業者の高齢化等により、農村活力の低下と本市農業の担い手不足がますます深刻化してきています。

● 業として成り立つ農業経営の確立と活力ある農業人材の確保、また、食育と連携した地産地消の仕組みづくりが求められます。

○ 琵琶湖の水質汚濁や湖岸堤整備、侵略的外来魚の定着等を要因に漁獲量は年々減少し、水産業者も高齢化や後継者不足が著しく進んでいます。

● 漁場環境の保全・確保と栽培漁業への転換、また、観光漁業など経営の多角的展開を進めて、水産業基盤の確立と後継者確保を図る必要があります。

基本方針

農業の振興

持続的・安定的な農業経営の確立を図るとともに、市民生活にうるおいをもたらす「農」のあるまちづくりを進めていきます。

水産業等の振興

水産業等の経営の多角化・安定化を図るとともに、漁場環境の保全と漁業資源の安定確保に努めます。

施策

概要

① 持続的・安定的な農業経営の確立	・ 新しい技術や生産方式の導入を進めつつ、生産・流通の改善を図り、安定した農業経営の確立を図ります。
② 農地の保全と農業的土地利用の増進	・ 未整備地域の農地の整備と保全、農業的土地利用の集積化など優良農地の確保と併せ、効率的な営農環境の整備のため草津用水二期事業等を促進します。
③ 市民ニーズに応える地産地消の推進	・ 食育と連携した地産地消の流通システムを構築し、農業の多面的機能への市民理解や地元農産物への信頼向上など、生産者と消費者の絆をつくります。
④ 「農」のあるまちづくり	・ 環境保全に寄与し、市民生活にうるおいをもたらす農業・農村環境を支える仕組みとして、協働による援農体制の確立を図ります。
⑤ 農業振興のためのネットワーク強化	・ 総合的な農業振興のためブランド開発や県の農政関係部局や教育機関、流通関連事業者、研究機関等との連携・ネットワークを強化していきます。
① 水産業等の経営の安定化	・ 高付加価値の加工製品の拡大、観光事業との連携などにより水産業等の経営の多角化・安定化を促進するとともに、地元水産物等の消費拡大を図ります。
② 漁場環境の保全と漁業資源の確保	・ 天然の産卵繁殖場など漁場環境の保全に努めるとともに、漁業資源の安定を確保するため“獲る漁業”から“つくり育てる漁業”への転換を進めます。

この分野の計画

- ・ 草津市農業振興地域整備計画（農林水産課）
- ・ 草津市農業振興計画（平成20年度～平成30年度/農林水産課）

私たちの達成目標と行動の指針

	農業の振興				水産業等の振興			
達成目標	 <p>地元農産物を求める市民が増える！</p>				 <p>琵琶湖固有の魚が増え、その魚を買う人が増える！</p>			
指標	地元の農産物を購入するよう心掛けている市民の割合 (%)				地元の水産物を購入するよう心掛けている市民の割合 (%)			
	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
	63.8	66.0	68.0	70.0	33.8	34.0	35.0	36.0
	担当課		農林水産課		担当課		農林水産課	
行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続的・安定的な農業経営が確立できるよう、指導・助言を行います。 ○ 草津農産物についての積極的な情報発信を行います。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民にわかりやすい、地産地消の生産・流通システムの構築を図ります。 				<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 付加価値の高い新たな加工品開発のための助言を行います。 ○ 草津の漁業についての積極的な情報発信を行います。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ “獲る漁業” から “つくり育てる漁業” への転換のための技術指導等を行います。 			
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 草津で生産された農産物を、積極的に購入します。 ○ 農業・農地が、地域の環境保全など、多面的な機能を有していることへの理解を深めます。 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 草津で生産された水産物を、積極的に購入します。 		
事業者等	<p>(農業従事者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農産物の多品種・多品目の安定供給を図ります。 ○ 地産地消の流通システムをつくります。 ○ 草津農産物についての積極的な情報発信を行います。 				<p>(漁業従事者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安定した漁獲・生産量の確保を図ります。 			

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
農業の振興	① 持続的・安定的な農業経営の確立	主	水田営農推進事業	農林水産課
		マリ	農商工連携促進事業	農林水産課
		マリ	草津ブランド力強化事業	農林水産課
	② 農地の保全と農業的土地利用の増進	主	農業振興地域整備計画策定事業	農林水産課
		主	土地改良事業市負担金事務	農林水産課
		主	土地改良事業地元補助金事務	農林水産課
		主	有害鳥獣駆除事業	農林水産課
	③ 市民ニーズに応える地産地消の推進	マリ	農業体験食育推進事業	農林水産課
		マ	地産地消推進事業	農林水産課
	④ 「農」のあるまちづくり	主	農地・水・環境保全向上対策事業	農林水産課
主		「道の駅草津」管理運営事業	農林水産課	
主		農業振興協議会負担金事務	農林水産課	
⑤ 農業振興のためのネットワークの強化	主	農業委員会運営事業	農業委員会	
	主	水産業振興協議会活動補助事業	農林水産課	
	主	畜産振興対策事業	農林水産課	
水産業等の振興	① 水産業等の経営の安定化	主	水産業振興協議会活動補助事業	農林水産課
		主	畜産振興対策事業	農林水産課
	② 漁場環境の保全と漁業資源の確保	主	漁場清掃事業	農林水産課

商工観光

現況と課題

- 恵まれた交通の利便性のもとで企業立地が進んでいることに加え、ベンチャー企業育成施設や技術力の高い中小企業等が集積しています。
- まとまった用地の確保と併せた企業立地優位性の対外発信や、積極的な企業支援、中小企業等の技術力のPRと販路の開拓・拡大が求められます。

- 本市を含む琵琶湖南部地域は、非常に消費購買力が高く、全国でもまれに見る大型商業施設の集積地となっています。
- 既存商店街対大型商業施設という構図ではなく、両者の強みを引き出して共存の枠組みをつくり、地域経済発展の地盤としていく必要があります。

- 本市の観光入込客数は、“観光元年”である平成8年以降、毎年微増傾向にありますが、その多くは日帰りによる立寄り観光となっています。
- 来訪者の観光ニーズに敏感に応えられるよう、広域的な連携も図りながら、限られた観光資源を最大限に生かした事業を展開することが求められます。

- 社会・経済情勢の厳しさが継続するなか、勤労者を取り巻く環境もますます厳しさを増しています。
- 豊かでゆとりある暮らしと活力ある地域社会の基礎として、誰もが安心して働くことができる環境を守っていくことが、ますます求められています。

基本方針

工業の振興
「草津市工業振興計画」の推進により、異分野融合を進めるとともに、恵まれた立地環境を生かし、企業の集積を図ります。

商業の振興
「草津まちなか活性化プログラム」の推進によって“まちなか”の魅力をさらに高めると同時に、小地域ごとの市民生活を支える商業基盤の確保を図ります。

観光の振興
観光資源の開発と草津ブランドの活用促進を進めるとともに、出会いとふれあいに満ちた本市の魅力を市内外に発信することによって、観光を振興していきます。

勤労者福祉の増進
行政・企業・勤労者がそれぞれの役割を担って、ともにより良い労働環境づくりと勤労者福祉の増進を図っていきます。

この分野の計画

- ・ 草津市工業振興計画（平成21年度～平成30年度/産業労政課）
- ・ 草津まちなか活性化プログラム（平成21年度～平成25年度/商業観光課）
- ・ 草津市商業活性化ビジョン（平成10年度～/商業観光課）
- ・ 草津市中心市街地活性化基本計画（平成15年度～/商業観光課）
- ・ 勤労者福祉基本方針（平成14年度～/産業労政課）




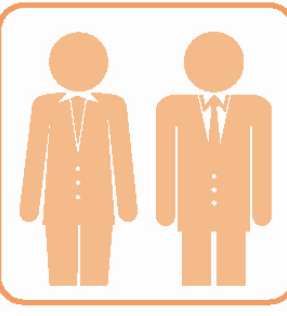
施策

概要

① 研究開発人材の連携と協働の基盤づくり	・ 人材交流の基盤、研究開発人材の定着しやすい環境、経営者や若手現場技術者の育つ環境づくりを進めるとともに、ものづくり教育の推進を図ります。
② 研究開発を中心とした企業（機能）の誘致と集積促進	・ 企業立地促進法に基づく草津市工業振興計画に位置づけた「マザーファクトリー※」の立地促進を図り、付加価値の高い商品を製造する企業の集積を図ります。
③ ベンチャー企業の誘致と第二創業の支援	・ ビジネス・インキュベーション※施設や技術力の高い中小企業等の集積を生かし、支援機関等と連携しながら、新たな産業の創出や企業の定着を促進します。
④ 中小企業の技術向上と経営革新の支援	・ 優れた技術等を有する企業の対外発信強化と販路開拓・拡大の支援を行うとともに、首都圏等での展示会出展を支援するなどビジネスマッチング※を図ります。
① 「まちなか」商業の活性化	・ “まちなか”の人口集積と高い利便性を生かし地域力の高まりを導く事業に、適切な支援を行うとともに、事業展開へも積極的に関与していきます。
② 小地域ごとの商業基盤の確保	・ 事業者の活動基盤である事業者との連携を強固なものとし、地域活性化に様々な形で寄与する事業の実施に協働で取り組みます。
① 観光資源の開発と草津ブランドの活用促進	・ 広域連携型事業や地場産業と連携した体験型観光事業等の展開や草津ブランドのさらなる活用などを図っていきます。
② 出会いとふれあいの魅力の発信	・ 地域の生活文化や各種の市民活動などに焦点を当て、観光ボランティアの活用等により、出会いとふれあいに満ちた本市の魅力を発信していきます。
① 勤労者への支援	・ 「草津市勤労者福祉基本方針」に基づいて、勤労者の福祉の増進に向けた支援を図っていきます。

- ※ マザーファクトリー：新技術や新製品を生み出す研究所や、研究開発機能を併設した事業所。
- ※ ビジネス・インキュベーション：アイデアや技術を持った個人・グループに対し、事業化初期段階に必要な資金・事業場・人材・コンサルティングなど、様々な資源を総合的に提供していく取り組み。
- ※ ビジネスマッチング：ビジネスパートナーとしての関係づくりを支援する取り組み。

私たちの達成目標と行動の指針

		工業の振興				商業の振興				観光の振興				勤労者福祉の増進			
達成目標																	
		元気な企業が たくさん集まる！				市内の商業者が 活発に活動する！				草津を楽しむ 観光客が増える！				安心して 働き暮らせる！			
	指標	創業・第二創業などの企業の 立地件数（企業 [累計]）				買い物する環境が整っていると思 う市民の割合（%）				観光の振興に満足している 市民の割合（%）				雇用が安定し、働きやすい労働環 境であると感じる市民の割合（%）			
		H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
	9	13	17	21	66.0	67.0	68.0	69.0	15.0	17.0	19.0	21.0	10.9	13.0	15.0	17.0	
	担当課		産業労政課		担当課		商業観光課		担当課		商業観光課		担当課		産業労政課		
行動の指針	行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業立地優位性の対外発信を強化します。 ○ まとまりのある工業用地の確保を進め、企業の立地を促進します。 ○ 企業訪問等によるニーズの把握を行うとともに、積極的な支援を行います。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インキュベーション施設等を活用した起業支援を行います。 				<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のまちづくり活動と“まちなか”のにぎわいづくりの相乗効果を生み出していきます。 ○ 商業者等による、次代を担う人材の育成や、独自の意欲的な取り組みなどを支援します。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空き店舗等について、立地条件を踏まえた有効活用を進める仕組みをつくりまします。 				<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域発見型観光など、新たな観光イメージを確立します。 ○ 琵琶湖をはじめとした既存の観光資源を最大限に生かしていきます。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民への地域魅力のPRと魅力資源を結ぶルートづくりを進めます。 				<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就職困難者に対する就労相談に応じます。 ○ 企業内同和教育の啓発など、働きやすい職場づくりに関する情報提供等を行います。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職業訓練施設などへ支援を行います。 			
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 働く場が増えることで、市内で安心して暮らします。 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な商店街や商業地で買物や余暇活動を楽しみます。 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域資源のよさや文化についての理解を深めて、草津を再発見します。 ○ 「クチコミ大使」「市民宣伝マン」となって、草津の魅力を広めます。 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 働く場が増えることで、市内で安心して暮らします。 			
	事業者等	<p>（学生・起業家等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インキュベーション施設を活用して起業にチャレンジします。 <p>（企業等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空き店舗や空きテナントなどの既存施設も積極的に活用し、市内事業者と連携して事業を展開します。 ○ 産学連携や企業間連携による新産業の創出や新たな取り組みを展開します。 				<p>（商工会議所等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携を強めて、関係者間での経営意識向上を図り、独自性を持たせた（ブランド化による）地域づくりを進めます。 <p>（商業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者のニーズに応じた商品開発やサービスを提供します。 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 琵琶湖をはじめとした既存の観光資源を最大限に生かしていきます。 ○ 草津に來ないと手に入らない、ブランド商品やサービスをつくりまします。 ○ 農業・漁業などと連携した、様々な体験型観光の展開を図ります。 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の雇用創出に努めます。 ○ 福利厚生充実を図ります。 			

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
工業の振興	① 研究開発人材の連携と協働の基盤づくり	マ	産業支援コーディネーター配置事業	産業労政課
	② 研究開発を中心とした企業（機能）の誘致と集積促進	主	大津・草津地域産業活性化協議会事業	産業労政課
		リ	産業誘致推進事業	産業労政課
	③ ベンチャー企業の誘致と第二創業の支援	主	起業家育成施設入居企業賃料軽減補助事業	産業労政課
④ 中小企業の技術向上と経営革新の支援	マリ	工業振興事業	産業労政課	
商業の振興	① 「まちなか」商業の活性化	マリ	中心市街地活性化推進事業	商業観光課
	② 小地域ごとの商業基盤の確保	主	小規模企業者小口簡易資金貸付事業	商業観光課
観光の振興	① 観光資源の開発と草津ブランドの活用促進	主	観光物産協会活動費補助事業	商業観光課
		マリ	草津ブランド推進事業	商業観光課
		主	みずの森管理運営事業	水生植物公園みずの森
	② 出会いとふれあいの魅力の発信	リ	観光宣伝事業	商業観光課
		リ	着地型観光推進事業	商業観光課
		主	宿場まつり開催費補助事業	商業観光課
勤労者福祉の増進	① 勤労者への支援	主	勤労者教育資金貸付事業	産業労政課

コミュニティ・市民自治

現況と課題

- 町内会、自治連合会など、地域づくり組織によって、それぞれの地域で特色ある活動が展開されています。
- コミュニティ意識の高揚を図りながら、地域が一体となった取り組みを展開できる仕組みづくりが求められます。

- テーマによるまちづくりや地域づくりに取り組むNPO・ボランティア・各種団体の育成と支援を行っています。
- 市民活動団体間の交流・情報交換を活発にし、各地域のまちづくりの取り組みとの連携を促していくことが求められます。

- 各種のまちづくり支援拠点における市民活動や、地域協働学校の取り組みなど、様々なまちづくり活動が展開されています。
- 各支援施設・機能の整備活用の経緯や状況を踏まえながら、市民主体のまちづくり活動の支援体制を再構築していく必要があります。

基本方針

地域コミュニティ活動の活性化
地域づくり組織を中心に、住民主体の地域社会の形成を図っていきます。

市民活動の活性化
市民活動団体間の交流・情報交換、また、(財)草津市コミュニティ事業団活動等の活性化を図るとともに、各地域のまちづくり活動との連携を促進します。

市民主体のまちづくりを支援する体制の充実
市民主体のまちづくりを支援する拠点の位置づけと運営を見直し、ネットワーク化を図って、まちづくり活動全体の支援体制を充実させていきます。

施策




概要

① 地域コミュニティ活動の活性化の支援	・ 良好な地域社会の形成、住民福祉の増進、住民主体のまちづくりのさらなる推進を図るため、町内会や自治連合会など住民自治組織の活動を支援します。
① 市民活動の活性化の支援	・ 各種団体の活動を支援する補助金制度の拡充や、まちづくり講座、交流イベントの積極展開などに努めるとともに、(財)草津市コミュニティ事業団の活動を支援します。
① 市民活動支援拠点の充実とネットワーク	・ 草津市立まちづくりセンター・草津コミュニティ支援センター等の市民活動支援拠点の充実とネットワーク化を図ります。
② パートナーシップによるまちづくりの推進	・ NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体、大学、企業等の多様な主体との連携および市民の市政参画によるまちづくりを促進します。

この分野の計画

- ・ 草津市協働のまちづくり指針（平成20年度～/まちづくり協働課）

私たちの達成目標と行動の指針

	地域コミュニティ活動の活性化	市民活動の活性化	市民主体のまちづくりを支援する体制の充実									
達成目標	 地域コミュニティ活動への“参加の窓口”がさまざまに用意されている！	 市民活動団体が幅広い分野で活動している！	 市民まちづくり活動の支援体制が充実している！									
	指標											
	町内会の活動に参加している市民の割合 (%)		市民活動等の団体数 (団体)		市立まちづくりセンターの利用者数 (千人 [延べ])							
	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
行動の指針	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内会の活動などを支援します。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内会への加入を促進するとともに、町内会の設立、学(地)区単位で活動される自治連合会への加入を促します。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報くさつを活用した市民活動団体の紹介や、企業等の社会貢献活動についての情報提供を充実させていきます。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 柔軟な対応により、市民と団体とを繋ぐ役割を担っていきます。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が積極的に市政に関心を持って参画できるよう、市民の自治意識の高揚に努めます。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民主役のまちづくりが円滑に進むよう、補助や市民と行政の情報交換等を行い、その活動の活性化に向け支援を行います。 まちづくりセンターや市民センター等のまちづくり活動の拠点の整備を進め、支援体制の強化を図ります。 									
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが地域のコミュニティを構成する一員であるという認識を持ち、町内会活動等に積極的に参画します。 地域の人材を活かし、参加しやすい町内会活動の展開を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> NPO やボランティア等と町内会などの地縁組織との交流を図り、共に協力しあえる体制づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な支援等について行政に伝え、みずからの活動を活発に行っていきます。 								
	事業者等	<p>(大学・企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の一員として社会貢献に努めます。 	<p>(大学・企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動やイベント等、市民活動の様々な場面で連携を進めます。 市民活動や地域活動に対してのアドバイスなど、地域の一員として社会貢献に努めます。 									

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
地域コミュニティ活動の活性化	① 地域コミュニティ活動の活性化の支援	主	人と環境にやさしいまちづくり助成事業 まちづくり協働課
		主	コミュニティハウス整備補助事業 まちづくり協働課
市民活動の活性化	① 市民活動の活性化の支援	主	(財)草津市コミュニティ事業団運営費補助事業 まちづくり協働課
市民主体のまちづくりを支援する体制の充実	① 市民活動支援拠点の充実とネットワーク ② パートナーシップによるまちづくりの推進	主	まちづくりセンター管理運営事業 まちづくり協働課
		主	パートナーシップ型まちづくり事業費補助事業 まちづくり協働課
		リ	地域協議会推進事業 まちづくり協働課
		リ	提案型協働のまちづくり活動事業 まちづくり協働課
		主	市政功労者表彰事業 秘書課

情報・交流

現況と課題

- 市民によるまちづくり活動が様々に高まりを見せ、各活動がネットワークして、互いの情報を有効に活用していく段階へと進んできています。
- まちづくりに係る地域情報や行政情報は多岐にわたって膨大であることから、より活用できる工夫を図ることが求められます。

- 市民の交流活動は、文化や地域の垣根を越えた広がりを見せています。
- 多文化交流・市民交流の促進を図るとともに、近隣自治体との連携により、効率的で効果的なまちづくりを進めていく必要があります。

- 立命館大学との連携・協力を更に推進する仕組みづくりをするための気運が、大学・地域とも高まっています。
- 立命館大学の知的、人的資源を更に活用し、地域の課題解決に向けて取り組むことが求められています。

基本方針

まちづくり情報の提供の充実
まちづくりについて、市民による活発な情報コミュニケーションの展開が図れるよう情報基盤の整備を図るとともに、行政情報の適切な提供に努めます。

多様な交流活動の展開
幅広い市民交流の展開を促すとともに、近隣自治体との連携・交流活動の展開を支援します。

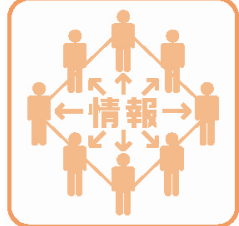


大学などを生かしたまちづくりの展開
大学等と行政による共同研究や、大学等と地域の連携を充実させて、大学の持つ人材・施設・設備等を生かしたまちづくりを進めると同時に、大学教育の展開に寄与します。

施策	概要
① まちづくり情報基盤の整備	・ 市内の地域づくりの取り組みに係る情報の受発信の基盤を整備し、市民による活発な情報コミュニケーションが展開されるよう努めます。
② 行政情報の適切な提供	・ 市民が必要とする情報を、多様な媒体を用いてわかりやすく迅速に提供します。
① 多文化交流の促進	・ 姉妹都市との交流や、国際理解講座、国際交流イベントの開催等、市民に国際交流の機会を提供し、多文化共生に対する意識の向上を図ります。
② 近隣自治体との連携の強化	・ 行政区域を越えた共通の課題や、本市単独での対策が困難な課題に、関係する自治体間で協力して取り組むことができるよう、都市間の連携を強めます。
① 大学などとの共同研究の充実	・ 草津未来研究所において、大学等との共同研究の充実に努めます。
② 大学と地域の連携の充実	・ 大学と地域が、地域発展のためのパートナーとして連携・協働し、ともに相互の発展を導き出していけるよう取り組みます。

この分野の計画

- ・ 草津市情報化推進計画（平成 17 年度～平成 22 年度/情報政策課）
- ・ 教育振興基本計画（平成 22 年度～平成 31 年度/教育総務課）

私たちの達成目標と行動の指針

	まちづくり情報の提供の充実	多様な交流活動の展開	大学などを生かしたまちづくりの展開	
達成目標	 地域のまちづくり情報が簡単に手に入る！	 新しい出会いとふれあいがある！	 学生が地域で活躍している！	
	ポータルサイトアクセス数（千件 [延べ]）	国際交流事業参加者数（人）	地域交流市内依頼件数（件）	
	H. 21 H. 22 H. 23 H. 24 58.0 60.0 62.0 64.0	H. 21 H. 22 H. 23 H. 24 334 350 360 370	H. 21 H. 22 H. 23 H. 24 132 150 180 200	
	担当課 まちづくり協働課	担当課 まちづくり協働課	担当課 企画調整課	
行動の指針	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政情報の迅速な提供に努めます。 ○ 様々な媒体を用いた情報提供に努めます。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「932 情報ネット」や民間活動に対する支援を行います。 	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 姉妹都市等との交流や草津市国際交流協会の活動を支援します。 ○ 出会いとふれあいの機会充実を図ります。 ○ 近隣自治体との連携によるまちづくりをリードします。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民に国際交流の場を提供します。 ○ 市民の自主的な交流活動を促していきます。 	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学等がもつ豊富な人材・情報・技術・施設などを活かして、市民・事業者・大学等・行政のネットワークによるまちづくりを進めていきます。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学と地域がより連携できる仕組みづくりに取り組みます。 	
	市民・地域	○ 自主的な情報発信に努めます。	○ 多様な交流を日常的に楽しみます。 ○ 国際交流活動に積極的に参加します。 ○ お互いを尊重し、あらゆる人が住みよい多文化共生の地域づくりを進めます。	○ 大学による、生涯学習講座等を楽しみます。 ○ 大学の研究に積極的に協力をします。
	事業者等	<p>（中間支援組織等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民団体や学生との協働により「財草津コミュニティ事業団」が運営する「932 情報ネット※」の情報発信を充実させます。 	<p>（大学等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民・行政などとの連携を視野に入れた事業の展開を図ります。 	<p>（大学等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービスラーニングをはじめ、地域との交流を通じて、社会の動向やニーズに対応した教育・研究を行います。 <p>（大学・企業等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新技術・商品や次世代型産業の開発に向けた産学連携をいっそう進めます。

※ 932 情報ネット：草津のまちづくりを応援するサイト。まちや人を元気にする情報、草津の魅力を発信するとともに、サイトを通じて、コミュニティの構成やネットワークの形成を図っている。

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
まちづくり情報の提供の充実	① まちづくり情報基盤の整備	主	まちづくり情報広場運営費補助事業	まちづくり協働課
		リ	地域ポータルサイト整備事業	情報政策課
	② 行政情報の適切な提供	マ	インターネット広報事業	広報課
		主	広報くさつ発行事業	広報課
	マ	市長広聴業務	広報課	
多様な交流活動の展開	① 多文化交流の促進	主	国際交流推進事業	まちづくり協働課
	② 近隣自治体との連携の強化	主	広域行政推進事業	企画調整課
大学などを生かしたまちづくりの展開	① 大学などとの共同研究の充実	リ	共同研究推進事業	草津未来研究所
	② 大学と地域の連携の充実	主	大学等との連携強化事業	企画調整課

行財政マネジメント

今後の地域経営を行っていくために
行政が自らの取り組みとして行う施
策・事業の内容、また、総合計画全体
の進行管理について以下に示します。

行財政マネジメントの施策

現況と課題

- 草津市情報公開条例に基づき、積極的に市政情報を公開するとともに、市民窓口サービスの提供等に努めています。
- 市政の透明性の確保と市民サービスの向上を図るため、今まで以上の積極的な情報公開と市民窓口サービス等の充実が求められます。

- 「人・物・金」を適切に配置・配分し、成果を最大限引き出す行財政マネジメントに取り組んでいます。
- PDCA サイクルによる、適切なマネジメントを行うとともに、広域的な連携も含めた、業務・事務の効率化を図っていきます。

基本方針

市民から信頼される市政運営
 行政の透明性の向上と公正の確保、市民窓口サービスの充実にさらに努めるとともに、行政システム改革を確実に推進し、市民から信頼される市政運営を行います。



行財政資源の有効活用
 業務の迅速化・効率化を図るとともに、「人・物・金」の行財政資源を最大限に有効活用していきます。

■この分野の計画

- ・ 草津市国土利用計画（平成 22 年度～平成 32 年度/企画調整課）

施策	概要
① 行政の透明性の向上と公正の確保	・ 草津市情報公開条例に基づき、積極的な情報公開に取り組むとともに、個人情報等の確実な保護、統計管理など、適正な情報管理を行います。
② 行政システム改革の推進と事業の見直し	・ 将来の発展のための財源確保、市民の新しいニーズや、社会経済状況の変化に的確に対応するため、行政システム全体の構造改革を進めるとともに、事業の見直しを進めます。
③ 市民窓口サービスの充実	・ さまざまな市民サービスの総合的な窓口である市役所の役割の重要性を踏まえて、すべての人にとって、さらに利用しやすく気持ちのよい対応ができるよう努めていきます。
④ 執務環境の整備	・ 行政職員が、適切な環境で安心して働くことができるよう、ボランティア休暇の奨励等も含めた執務環境・条件を整えるとともに、ランニングコストに配慮した市施設の更新を行います。
① 業務の迅速化・効率化	・ 職員の業務遂行能力の向上を図るとともに、事務機器管理の一元化、市民窓口の整理統合、情報通信技術の有効活用と市役所の電子化などを進めていきます。
② 政策形成能力の強化	・ 高度化、多様化する行政ニーズに的確に対処するため、トップ・マネジメントの強化や行政職員の人材育成などを進め、政策形成能力の強化を図ります。
③ 財政マネジメント力の強化	・ 限られた財源を有効に用いた行政を行えるよう、計画と実施、進行管理、評価とその反映を確実に行っていきます。
④ 広域連携の強化	・ 広域的な事業展開による市民サービスの質の向上および効率的な維持・運営を目指し、関係する周辺都市との広域的な連携強化を図ります。

私たちの達成目標と行動の指針

		市民から信頼される市政運営				行財政資源の有効活用			
達成目標		 <p>市政への市民の信頼が高い！</p>				 <p>将来負担比率が適正に維持されている！</p>			
	指標	市政運営に信頼がおけるとする市民の割合 (%)				将来負担比率 (%) ※			
		H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
18.4		22.0	26.0	30.0	13.4	60%以内	60%以内	60%以内	
		担当課		企画調整課		担当課		予算調整課	
行動の指針	行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法令の順守等を行い、市政の透明化を図ります。 ○ 地域経営の視点に立った、行政改革の推進や政策形成能力の向上を図ります。 ○ 市民が最も身近に利用する窓口については、わかりやすく便利な配置に心がけます。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審議会等の運営に当たっては、可能な限り「市民委員の参画」「会議の公開」「会議結果の公表」を推進します。 				<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的な行政運営のため、人件費を含めたトータルコストを常に意識した上で、業務の遂行を行います。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市政全般のさらなる情報公開に努めます。 			
	市民・地域	○ 広く市政に関心を持ちます。				○ 行政から発信される情報に関心を持ち、行政資源が有効に活用されているかを注視します。			
	事業者等	<p>(企業・大学等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市政情報の公開等によって得た内容は、適正に利用します。 							

※将来負担比率：地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政への負担を判断します。なお、財政が健全であることの基準は350%以下であり、草津市と同規模の自治体(類似団体35団体)の平均値は79.8%となっています(平成19年度決算)

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
市民から信頼される市政運営	① 行政の透明性の向上と公正の確保	主	情報公開事務	総務課
		マ	(仮称)草津市自治体基本条例策定検討事業	企画調整課
		主	建設事業契約審査事務	契約検査課
		主	債権適正管理事務	債権対策課
	② 行政システム改革の推進と事業の見直し	主	行政システム改革推進事業	企画調整課
		③ 市民窓口サービスの充実	主	戸籍住民票等受付証明書交付事務
	主		税務証明事務	税務課
	④ 執務環境の整備	主	安全運転管理委員会運営事業	総務課
		主	公用自動車管理事業	総務課
		主	庁舎維持管理事業	総務課
主		労働安全衛生事業	職員課	
行財政資源の有効活用	① 業務の迅速化・効率化	主	情報化推進事業	情報政策課
		主	職員研修事業	職員課
	② 政策形成能力の強化	主	草津未来研究所運営事業	草津未来研究所
		主	職員提案活動推進事業	企画調整課
		③ 財政マネジメント力の強化	主	公有財産審議会運営事業
	主		公有財産台帳整備事務	総務課
	主		市有財産管理事務	総務課
	主		市民税賦課事務	税務課
	主		税徴収事務	納税課
	主		予算編成・執行管理事務	予算調整課
	主		総合計画策定推進事業	企画調整課
	主	公共施設整備計画策定業務	建築課	
	主	資金運用事務	会計課	
④ 広域連携の強化	主	湖南広域組合負担金事務(議会総務費)	企画調整課	

基本計画の位置づけと進捗管理

(1) 中長期の展望のもとで進める計画

この計画は、「総合計画」の基本計画であり、基本構想期間を通じた視点を持ちます。その上で、各計画期間における施策・事業について、包括的に管理し進めていきます。第1期計画期間については3年ですが、市長マニフェストとの整合を図るため、基準となる計画期間を4年とします。

第5次 草津市総合計画	年度												
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
基本構想	策定年	構想期間											
基本計画		第1期											
					策定年	第2期							
総合計画の総括								策定年	第3期				
											総括年	策定年	

(2) 「協働」のもとで進める計画

計画の推進にあっては「協働」の視点から、市民・地域、事業者等とともに達成目標と行動の指針を踏まえて行動します。

(3) 行財政システムと連動した計画

本市におけるすべての事業は、原則的にいずれかの施策の下位に位置づけておりますが、計画期間中に新規の施策・事業を実施する必要がある場合には、適切な手順を経て計画に位置づけていきます。

主要事業については、実行性の面から確実な進捗管理を行います。

(4) 横断的な推進

基本計画において上記の位置づけと進行管理を図ることから、分野ごとに整理して施策・事業の体系を設計しており、複数分野に関わる事業であっても再掲載を行わず、1つの分野に限って扱っています。実際の施策・事業の推進にあっては、関係各課の連絡・調整を密にし、必要時にはプロジェクトチームなどを編成することとし、分野横断的な対応を適切に図っていきます。

(5) 階層的な評価体系

この計画は、以下の通りの3層の評価体系を備えます。

評価の 階層	評価の活用等		
	概要	毎年度 → 庁内組織単位の評価・ 予算編成の基礎へ	基本計画期末 → 次期基本計画の基礎へ
基本 方針	<ul style="list-style-type: none"> 市民とともに設定した達成目標により、計画の進捗概況をわかりやすい表現で公表していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民とともに、基本計画の大きな進捗を達成目標で継続的に把握します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各基本方針において、施策の重要度・満足度に係る市民意識を把握し、まちづくり展開における各行政分野の相対的な関係を捉えます。 毎年度の評価を総括し、再設定します。
施策	<ul style="list-style-type: none"> 行財政運営の目標の基礎単位として、すべての施策の達成度を把握します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各施策について、行政の内部管理に基づく達成度評価を行います。 リーディング・プロジェクトの達成度評価を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度の評価を総括し、施策体系およびリーディング・プロジェクトを再構築します。
事業	<ul style="list-style-type: none"> 財務システムの一環として、それぞれの事業の実行性・効率性の視点から評価します。 	(主要事業) <ul style="list-style-type: none"> 施策に基づく具体的手段として、その実行性の視点から主要事業を評価し、管理します。 うち、マニフェスト関連事業の評価を行います。 	(主要事業) <ul style="list-style-type: none"> 毎年度の評価を総括し、計画期間における事業の実行性についての評価を行います。 (すべての事業) <ul style="list-style-type: none"> 毎年度の評価を総括するとともに事業の効率性に係る評価を行います。 評価結果等を踏まえて、事業体系を再構築します(スクラップ&ビルド)

なお、基本構想期末においては、各期基本計画の評価をもとに、基本構想として描いた内容と実際のまちづくりの進展について総括し、次期基本構想の基礎とします。